

# 公の施設のあり方の見直しに関する 報 告 書（案）

平成 19 年 8 月 23 日

公の施設のあり方検討部会

はじめに

公の施設とは、地方自治法において「住民の福祉を増進する目的をもつてその利用に供するための施設」とされています。

本県においては、教育・文化、健康・福祉など幅広い分野において、様々な県民サービスを提供する場として多くの公の施設が設置され、県民生活に欠かすことのできない存在として重要な役割を担ってきました。

そうしたなか、県を取り巻く環境は、市町村合併の進展や市町への権限移譲の推進、さらには、道州制に対する議論の高まりなど、今後、県の役割そのものが大きく変化していくことが予想されることに加え、その財政状況が極めて厳しい現状にあることから、公の施設について将来に向けたあり方を抜本的に検討することが避けては通れない状況になっています。

このようなことから、平成17年10月に民間委員10名と県幹部職員9名で構成される「公の施設のあり方検討部会」を設置し、法律で設置が義務付けられているものや指定管理者制度を導入しているものなどを除いた、県直営の21施設を対象に、そのあり方の検討を重ねてまいりました。

この検討に際しては、納税者であり利用者でもある県民の視点を基本に、「施設そのものの必要性」や「引き続き県が運営していく有効性」、「更なる効率化策の可能性」といった点に主眼をおき、平成18年2月の民間委員による各施設の現地視察を皮切りに、施設所管課長はじめ関係職員に対し、それぞれの施設の現状や課題を確認するために行ったヒアリングを踏まえ、民間委員による意見交換を重ねたうえで、各施設の現状や課題を把握・整理したところであり、今回、検討対象となった21施設のうち、昨年度先行して検討・報告した3施設(健康増進センター、さつき寮、心身障害者歯科診療車)を除く、18施設についての見直し案を取りまとめたところです。

今後、パブリック・コメントによる県民からの意見等も踏まえ、この見直し案に沿った対応がなされることと思いますが、その際には、県民生活への影響にも配慮し、県民の理解を十分求めながら進めていくことは当然のことながら、「協働自治」の主役である県民の皆様にも「次の世代へ、将来の負担も含めて、何を、どのような形で継承していくことがあるべき姿なのか」を真剣に考えていただき、県民と行政のお互いが共に理解したうえで進めていくことが極めて重要であるものと認識しています。

最後に、今回の検討に携わった者として、この結果が私たちの子どもや孫たちにとって、また将来の愛媛にとって良い方向へ向かっていくための新しい流れとなることを強く念願するとともに、それぞれの施設についても、今回の見直し案に止まるのではなく、県民に身近な基礎自治体である「市町」の充実や将来移行が予想される「道州制」などを考慮し、今後とも時代に即応した見直しを常に行い、私たち県民の生活にその役割を十分果たされることを心から期待するものであります。

平成19年8月23日

公の施設のあり方検討部会

部会長 丸木 公介

## 1 公の施設のあり方検討部会による見直し

### (1) 検討部会設置の必要性

公の施設については、これまでもサービスの向上と効率的な施設運営に努めているが、極めて厳しい財政状況の中、限られた資源を有効に活用するためには、一層効率的な運営を図るとともに、施設の必要性を含めて、そのあり方について見直す必要がある。

また、平成17年3月末に国から通知のあった「新地方行革指針」において、公の施設について施設の存廃も含めた抜本的な見直しを行うことが示された。

このため、公の施設のあり方を見直すため、民間有識者等で構成する検討機関を設置し、直営施設について、施設のあり方を検討することとした。

### (2) 検討部会設置の趣旨、役割等

公の施設のあり方の見直しは、部会で決定された見直し指針に基づき行うが、その見直し作業の過程において、民間委員から納税者及び施設利用者の視点に立った意見を基に、各部局長と議論しながら、部会としての見直しの最終方針を作成し、行政改革・地方分権推進委員会に報告したうえで、行政改革・地方分権推進本部において決定する。

具体的には、各施設別に必要性、有効性等について検討し、次のような方向性を示す。

- ・廃止、統合、譲渡、存続
- ・指定管理者制度又は地方独立行政法人制度の導入
- ・経営の効率化のための方策（具体的な維持管理・運営方法の提示）

### (3) 検討部会の組織

「行政改革・地方分権推進委員会」の専門部会（作業部会的なもの）として、民間委員（行政改革・地方分権推進委員会委員、学識経験者、公認会計士、企業経営者、地域づくり関係者、教育関係者等 10名）と各部局長（9名）で構成する。

民間委員 10名		行政改革・地方分権推進本部員 9名	
氏名	職業等	職名	氏名
池田幸江	元県PTA連合会副会長	教 育 長	野本俊二
一色昭造	石崎汽船株代表取締役社長	公営企業管理者	和氣政次
甲斐朋香	松山大学法学部准教授	総務部長	讀谷山洋司
門屋淳	(株)テレビ愛媛報道制作局長	企画情報部長	藤岡澄
菊地由嘉	エコグループたんぼぼ代表	県民環境部長	三好大三郎
崔英靖	愛媛大学法文学部准教授	保健福祉部長	濱上邦子
長井明美	税理士	経済労働部長	上甲啓二
丸木公介	公認会計士、税理士	農林水産部長	高浜壮一郎
三木優子	自立フォーサイトシーニック代表	土木部長	清水裕
山下泰史	弁護士		

## 2 検討対象施設

検討対象施設は、次に掲げる施設を除く、県が直営で運営している「公の施設」21 施設とした。  
 法令等で設置・運営が義務付けられているもの  
 既に施設のあり方について検討され、施設の方向性が県民一般に周知されているもの  
 他の検討組織において、見直しが行われることとなっているもの

所管部	施設名	備考(所管課)
県民環境部	消費生活センター	県民生活課
	北条鹿島博物展示館	自然保護課
保健福祉部	医療技術大学	保健福祉課
	歯科技術専門学校	医療対策室
	看護専門学校	
	レントゲン自動車	健康増進課
	健康増進センター( )	
	動物愛護センター	薬務衛生課
	さつき寮( )	子育て支援課
	心身障害者歯科診療車( )	障害福祉課
経済労働部	中小企業労働相談所(5箇所)	労政雇用課
農林水産部	農業大学校	担い手対策推進室
土木部	県営住宅(49箇所)	建築住宅課
公営企業管理局	県立病院(5箇所)	県立病院課
教育委員会	生涯学習センター	生涯学習課
	総合科学博物館	
	歴史文化博物館	
	図書館	
	博物館	
	青年の家(3箇所)	
	美術館	文化振興課

( )の3施設については、18年度中に先行して検討し、次の方向性を決定した。

- 『健康増進センター : 廃止』
- 『さつき寮 : 県直営で存続』
- 『心身障害者歯科診療車 : 県以外の運営』

### 3 見直しの基本的な考え方（公の施設のあり方の見直し指針から）

#### 【見直しの視点】

##### (1)必要性〔県が設置する必要性に関する視点〕

施設の設置目的が、時代、県民のニーズに適合しているか。

施設の設置目的や機能が近隣の県有施設のみならず、市町、民間等の施設と競合していないか。

施設の提供するサービスが、市町、民間等で実施可能ではないか。

県が管理、運営を行わなければならないだけの広域性があるか。

##### (2)有効性〔利用に関する視点〕

施設の設置目的に沿った利用がなされているか、また、十分に利用されているか。十分に利用されていても、特定の個人団体に極端に偏ったものとなっていないか。

施設の管理運営が硬直化していないか。利用目的に照らして効率的、弾力的に行われているか。

施設の管理運営主体が施設の利用目的から判断し適切であるか。

施設の内容、利用に関する県民ニーズの把握とPRが十分に行われているか。

##### (3)効率性〔経営の効率化：収入及び支出に関する視点〕

効率的な管理運営方策

利用率・サービス等の向上方策

施設・設備等の改善方策

新たな活用方策の検討

具体的な維持管理・運営費の設定

#### 【見直しの方向性】

##### (1)廃止

社会経済情勢の変化により、役割を終えたもの

税金を投入してサービスを提供することがふさわしくないもの

利用率が低下しており、今後も向上の見込みがないもの

##### (2)統合

近隣に類似したものや、同種の施設があるもの

近隣の施設と統合した方が効率的な運営ができるもの

##### (3)譲渡（地元市町・民間、有償・無償など）

利用者が特定の地域に偏っているもの

市町、民間等が同種のサービスを提供している（もしくは提供し得る）もの

##### (4)存続

県が直接、管理する必要があるものは直営

県が設置する必要性は認められるが、民間経営手法の導入により効率的経営が可能と判断されるものなど、県が直接管理する必要性、合理的理由が認められない施設は、指定管理者制度あるいは地方独立行政法人制度を導入

なお、指定管理者制度、地方独立行政法人制度のいずれを選択するかは、施設の性格、両制度の趣旨に鑑み判断

## 4 施設別の見直し案

### 消費生活センター

#### 1. 施設の概要

施設の名称	消費生活センター		
所在地	松山市山越 450	所 管 課	県民生活課
設置年月日	昭和 62 年 10 月 28 日		
延床面積	534.34 m <sup>2</sup> (女性総合センター内に設置)		
設置目的	<p>消費生活センターは、県民の消費生活の安定及び向上のための相談や情報の提供、研修、研究、試験等を行うことを目的に設置された施設であり、専門の相談員による消費生活相談、弁護士相談、悪質商法追放総合対策（事業者に対する指導、相談分析・情報提供等）及び消費者啓発等を実施している。</p>		
現状及び課題	<p>社会・経済情勢の変化に伴い、センター開設当初、年間 200 件程度であった相談件数は、平成 16 年度には年間 1 万件を超える状況となっている。</p> <p>また、近年では悪質業者による住宅リフォームや架空請求等、法令違反の悪質な取引行為によるトラブルが増加しており、単に民事上の解決だけでなく、県の行政処分等の権限を背景に、事業者に対するあっせん・指導等を行う必要がある事例も多い。</p> <p>なお、消費者相談に関する県の役割は、市町との連携を図りつつ、専門性や広域の見地から市町の相談業務を補完・支援することであるが、現在、県内の市町では、専門の相談員を置いて相談対応を行っているところは 5 市(松山市、今治市、宇和島市、八幡浜市及び新居浜市)となっている。</p>		

#### 2. 事業等の状況及び施設の運営コスト

##### (1) 年度別相談件数の推移

(単位: 件)

年 度	13 年度	14 年度	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度
相談件数	3,531	4,774	9,174	11,581	8,712	7,911

##### (2) 施設の運営コスト

(単位: 千円)

区 分	14 年度	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度
収 入 ( )	0	0	0	0	0
施設使用料	0	0	0	0	0
行政財産使用料	0	0	0	0	0
そ の 他	0	0	0	0	0
支 出 ( )	75,518	71,463	70,570	65,898	64,886
人 件 費	58,801	57,479	59,207	57,965	57,155
管 理 運 営 費	16,717	13,984	11,363	7,933	7,731
収 支 ( - )	75,518	71,463	70,570	65,898	64,886

人件費(県正規職員分)については、県職員の平均給与額により算出

### 3 . 検討結果

消費生活センターは、県民の消費生活の安定及び向上を目的として設置され、消費生活アドバイザー等の資格を持った相談員による消費生活に関する相談業務を中心に、情報提供、研修、研究、商品テストなどを実施している。

センターの主たる業務として、「消費者相談」が挙げられるが、その相談件数は、年々増加の一途をたどり、平成 16 年度には年間 1 万件を超える状況となっており、相談内容についても複雑化・多様化している。

他県においては、これら相談業務を専門の相談員のいる団体などに委託しているケースも見受けられるが、本県においては、そのような受け皿となり得る団体が十分には育っていない。また、現在、専門の相談員を配置した相談窓口を設置している市町は 5 市(松山市、今治市、宇和島市、八幡浜市及び新居浜市)であり、平成 19 年度からは、松山地方局を除く各地方局に設置されていた相談窓口が同センターへ集約されたことにより、県下一円をカバーする相談窓口としてその重要性はより一層高まっている。

さらに、消費者トラブルを解決していく際には、事業者に対する指導等の権限を持つ県が、その行政処分の権限を背景にあっせんや指導等を行うことが不可欠であり、それによりトラブルによる被害拡大の抑止に効果を上げていることも認められるところである。

以上のようなことから、消費生活センターについては、現時点では、県が直営で運営することが適当であるが、今後、県内市町における消費者相談体制の充実や民間団体の育成に目処がついた時点で、改めてセンターとしての役割の検証が必要と考える。

なお、今後の施設運営にあたっては、近年、「商品テスト」の処理件数が極めて少ないことを踏まえ、テスト機器を必要最小限のものに厳選し、それにより生じるスペースの有効活用を図るなど、効率的・効果的な施設運営について様々な角度から検討されたい。

# 北条鹿島博物展示館

## 1. 施設の概要

施設の名称	北条鹿島博物展示館		
所在地	松山市北条辻 1596-3	所管課	自然保護課
設置年月日	昭和 52 年 6 月 10 日	建物構造	鉄筋コンクリート造一部 2 階建
延床面積	220.5 m <sup>2</sup> (主な設備：展示室(92.5 m <sup>2</sup> )、講演室(56 m <sup>2</sup> )、公衆便所(22 m <sup>2</sup> ))		
設置目的	北条鹿島博物展示館は、瀬戸内海国立公園の鹿島を中心とした地域の自然や文化、歴史について、県民の理解を深めることを目的として設置された施設である。鹿島周辺の自然に関するパネルや動植物の標本類、文化や郷土史に関する資料を展示し、鹿島来島者に地域の自然環境や歴史について情報提供を行っている。		
現状及び課題	県民ニーズの多様化や交通網の発達等、社会的環境の変化により鹿島を訪れる観光客が年々減少していることに加え、設置当初から展示内容に変化がなく、体験学習的イベントも少なく内容も固定的であることから、利用者数は減少している。		

## 2. 事業等の状況及び施設の運営コスト

### (1) 利用状況

(単位：人)

年度	14 年度	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度
利用者数	5,265	4,871	3,901	3,735	3,537

渡船利用者数の 10% を施設利用者数として算定

### (2) 施設の運営コスト

(単位：千円)

区分	14 年度	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度
収入 ( )	0	0	0	0	0
施設使用料	0	0	0	0	0
行政財産使用料	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0
支出 ( )	4	4	3	3	3
人件費	0	0	0	0	0
管理運営費	4	4	3	3	3
収支 ( - )	4	4	3	3	3

施設の管理運営は地元松山市へ委託 (委託料無料)



### 3 . 検討結果

北条鹿島博物展示館は、昭和 52 年に瀬戸内海国立公園の鹿島を中心とした地域の自然や文化・歴史について、県民の理解を深めることを目的に設置され、以来、来島者に対し鹿島周辺の自然や歴史についての啓発を図るとともに、国立公園の利用促進の一翼を担ってきた。

しかしながら、鹿島という限定された地域に関する施設であるとともに、設置当初から展示物の更新がなされていないことや、施設の老朽化、鹿島への来島者数の大幅な減少に伴い、その利用者数も減少し続けている状況から、施設として果たす役割(存在意義)は希薄となっている。

また、施設の有効活用の観点から見ても、今後、仮に展示物の更新や建物の改修を行ったとしても、鹿島全体の来島者の減少という根本の課題解決の糸口が見出せない状況にあることから、将来的に県として当施設を維持していく必要性は見出せず、地元市への譲渡についても困難と認められる。

以上のようなことから、当施設については廃止することが適当と考える。

なお、廃止にあたっては、設置の際に活用した国庫補助金の処理や施設解体経費の負担等の課題があり、現在、県が負担している経費も必要最小限(火災保険料のみ)にとどまっていることから、課題解決の目処がつくまでの間については、施設の適正な管理に十分配慮しながら存続させることもやむを得ないものとする。

# 医療技術大学

## 1. 施設の概要

施設の名称	医療技術大学		
所在地	伊予郡砥部町高尾田 543	所管課	保健福祉課
設置年月日	昭和 63 年 4 月 1 日(短大設置)	建物構造	鉄筋コンクリート造 5 階建
延床面積	12,689 m <sup>2</sup>	敷地面積	26,175 m <sup>2</sup>
設置目的	<p>質の高い看護師、保健師、助産師、臨床検査技師の専門職を供給し、県内保健・医療機関の医療技術の向上を図ることを目的に、公衆衛生専門学校と臨床検査専門学校を統合し、昭和 63 年 4 月、医療技術短期大学として発足した。</p> <p>近年の高学歴志向の高まりに加え、急速に高度化・複雑化する保健・医療ニーズに対応するため平成 16 年 4 月に短期大学を発展的に改組し、4 年制の看護・医療系大学として新たなスタートを切ったところである。</p>		
現状及び課題	<p>これまでに(短期大学として)約 2,600 人が卒業し、国家試験の合格率はほぼ 100%を達成しているほか、例年、就職者の約 60%は県内の医療機関等へ就職しており、本県の地域医療を支える中核的な人材の養成機関として機能している。</p> <p>なお、当大学は平成 16 年度に 4 年制大学に移行したところであり、4 年制移行が完了するまで(平成 19 年度まで)の間は、設立中(4 年制移行中)の大学として文部科学省の監督下にある。</p>		

## 2. 事業等の状況及び施設の運営コスト

### (1) 入学者等の状況

(単位:人、倍)

学 科	区 分	16 年度入学	17 年度入学	18 年度入学	19 年度入学
看護学科	受験者	691	249	152	276
	合格者	60	60	71	70
	倍 率	11.5	4.2	2.1	3.9
臨床検査学科	受験者	410	59	56	67
	合格者	20	20	20	20
	倍 率	20.5	3.0	2.8	3.4

### (2) 卒業生の状況

(単位:人)

区 分	14 年度卒業	15 年度卒業	16 年度卒業	17 年度卒業	18 年度卒業
就 職	140	129	130	138	49
	県 内	83	71	74	86
	県 外	57	58	56	52
進学・その他	19	24	28	35	0
合 計	159	153	158	173	49

大学としては、平成 19 年度(平成 20 年 3 月)に第 1 期生が卒業予定であるため、短期大学の状況(全学科等の合計)を掲載

## (3)施設の運営コスト

(単位：千円)

区 分	14 年度	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度
収 入 ( )	178,254	208,113	200,566	199,242	192,084
授 業 料 等	177,978	174,831	196,616	195,062	188,661
行政財産使用料	168	172	173	172	172
そ の 他	108	33,110	3,777	4,008	3,251
支 出 ( )	741,498	770,106	729,690	721,593	655,240
人 件 費	533,250	525,750	514,481	521,026	496,640
管 理 運 営 費	208,248	244,356	215,209	200,567	158,600
収 支 ( - )	563,244	561,993	529,124	522,351	463,156

人件費(県正規職員分)については、県職員の平均給与額により算出

## 3. 検討結果

医療技術大学は、医療技術の高度化や疾病構造の多様化等に対応できる質の高い医療技術者を養成することを目的に、昭和 63 年度に「医療技術短期大学」として開設され、その後の医学・医療の急速な進歩や学生の高学歴志向なども踏まえ、平成 16 年度に現在の 4 年制大学へと改組された。

当大学の主たる養成職種である「看護師」については、平成 18 年 1 月にまとめられた「愛媛県看護職員需給見通しに関する報告書」によると、県内全体で、平成 18 年には 223 人、平成 22 年には 345 人の供給不足が予想されているほか、全国的にも平成 19 年 1 月に日本医師会が発表した「看護職員の需給に関する調査」の結果によれば、看護師不足は深刻な状況となっており、看護師養成の必要性は認められる。

現在、県内で看護師を養成する 4 年制大学は、愛媛大学医学部と当大学の 2 校のみであるほか、助産師、臨床検査技師の教育・養成機関としては、当大学が県内唯一の施設である。また、各資格の国家試験の合格率を見ても、全国平均を上回るほぼ 100%を維持するなど、施設の設置目的である「質の高い医療従事者の供給」に適う施設運営がなされており、将来的にも地域の医療従事者の確保に大きく貢献していくものと考えられる。

しかしながら、当大学の運営については、これまでも維持管理経費等の節減に努めているところであるが、現下の厳しい財政状況に鑑み、なお一層の運営の効率化が必要である。加えて、少子化の影響を受け、特に地方の中小規模の大学では、今後、学生の確保が大きな課題となることが予想されることから、これまで以上に効率的で特色ある大学の運営が求められる。

このような中、都道府県立大学等の公立大学を取り巻く環境は大きく変化しており、全国的に「地方独立行政法人制度」の導入が検討・実施されている状況にある。大学への同制度導入によるメリットとしては、民間と同じ発想による効率的で柔軟な経営が可能、予算、人事などの規制が緩和され、自主自立的な環境で魅力ある教育・研究を目指すことが可能、法人トップを中心に迅速な意思決定が可能、などが挙げられている。近県においても、平成 18 年 4 月から当大学と類似・同規模の県立大学が独立行政法人に移行されている事例も見られるところである。

以上のようなことから、当医療技術大学においても、経費削減効果のみならず、大学の活性化や魅力ある大学づくりのための有効な手段として期待できる地方独立行政法人への移行について、早急に具体的検討に取り掛かることが適当と考える。

# 歯科技術専門学校

## 1. 施設の概要

施設の名称	歯科技術専門学校		
所在地	伊予郡砥部町高尾田 543	所管課	医療対策室
設置年月日	平成3年4月1日	建物構造	鉄筋コンクリート造3階建
延床面積	2,787.68 m <sup>2</sup>	敷地面積	4,500 m <sup>2</sup>
設置目的	<p>歯科技術専門学校は、歯科衛生士法、歯科技工士法及び学校教育法に基づく歯科衛生士及び歯科技工士の養成機関として、歯科衛生及び歯科技工に関する専門的知識及び技術を授け、歯科衛生士及び歯科技工士として社会に貢献し得る人材を育成することを目的に設置された施設である。</p>		
現状及び課題	<p>当校からは、これまでに歯科衛生士科 1,074 人、歯科技工士科 622 人の卒業生を輩出し、国家試験の合格率は開校以来ほぼ 100%を誇っている。さらに、就職者の約 9 割が県内へとどまっており、県内の歯科関係医療機関への人材供給施設として機能してきたところである。</p> <p>しかしながら、歯科衛生士養成課程については、厚生労働省令（歯科衛生士学校養成所指定規則）の一部改正に伴い、平成 22 年 3 月末までに修業年限をこれまでの 2 年から 3 年へと移行させる必要があり、この場合、新たな施設整備や設備更新、人員の増等の経費負担が生じることから、当校の方向性について早急に結論を出す必要がある。</p>		

## 2. 事業等の状況及び施設の運営コスト

### (1) 入学者等の状況

(単位：人、倍)

学 科	区 分	15 年度入学	16 年度入学	17 年度入学	18 年度入学	19 年度入学
歯 科 衛生士科	受験者	64	68	75	62	46
	合格者	40	40	41	42	44
	倍 率	1.6	1.7	1.8	1.5	1.0
歯 科 技工士科	受験者	41	40	37	32	20
	合格者	20	20	20	21	20
	倍 率	2.1	2.0	1.9	1.5	1.0

### (2) 卒業生の状況

(単位：人)

区 分	14 年度卒業	15 年度卒業	16 年度卒業	17 年度卒業	18 年度卒業
就 職	56	50	56	57	55
県 内	54	47	51	52	47
県 外	2	3	5	5	8
そ の 他	2	6	1	2	3
合 計	58	56	57	59	58

歯科衛生士科と歯科技工士科の合計人数を記載

## (3)施設の運営コスト

(単位：千円)

区 分	14 年度	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度
収 入 ( )	9,200	9,077	9,206	12,320	18,422
授 業 料 等	9,197	9,074	9,203	12,317	18,419
行政財産使用料	3	3	3	3	3
そ の 他	0	0	0	0	0
支 出 ( )	118,585	112,380	109,696	109,831	106,615
人 件 費	84,617	84,144	83,037	84,364	82,210
管 理 運 営 費	33,968	28,236	26,659	25,467	24,405
収 支 ( - )	109,385	103,303	100,490	97,511	88,193

人件費（県正規職員分）については、県職員の平均給与額により算出

## 3. 検討結果

歯科技術専門学校は、歯科衛生士及び歯科技工士の養成施設として、地域の歯科保健医療の充実に貢献しており、昭和 46 年度に歯科衛生士課程が、また同 49 年度に歯科技工士課程がそれぞれ前身の県立公衆衛生専門学校に設置されて以来、これまでに歯科衛生士 1,074 人、歯科技工士 622 人を輩出してきたところである。

歯科衛生士及び歯科技工士の需給状況については、当校生の求人倍率は両課程共毎年 4 ～ 6 倍で、歯科技工士は 12 倍の年もあり需要はある。

歯科衛生士課程は県歯科医師会から、歯科技工士課程は県歯科医師会及び県歯科技工士会からそれぞれ要望を受け、県内唯一の養成施設として開設されたものであるが、歯科衛生士については、その後、松山市内に学校法人立の養成所が開設されたことにより、県が養成所を設置する必要性は開設当初と比べ低くなっているほか、中四国各県では、県立は本県を含め 2 県のみである。

また、歯科技工士課程も、現在でも県内唯一の歯科技工士養成施設としてその役割を果たしているが、中四国各県では、県立は本県のみである。

このように、両課程とも必ずしも県が設置・運営しなければならないという必然性は見出せない。

当校の運営は毎年収支不均衡で多額の赤字となっているが、少子化・高学歴化に加え、民間等による他の医療系職種養成施設も開設されるなど、今後、学生の確保が難しくなることも予想され、収支均衡を図るためには民間の養成所を上回る授業料が必要との見方もあるなど、引き続き県直営で学校運営を継続することは非常に厳しい状況にある。

また、歯科衛生士課程については、厚生労働省令（歯科衛生士学校養成所指定規則）の一部改正により、平成 22 年 3 月末までに現在 2 年の修業年限を 3 年へ移行させる必要があるが、この場合、新たな施設整備や設備更新、人員の増等、多額の経費負担が生じることとなる。

以上のような状況を総合的に勘案した結果、歯科衛生士及び歯科技工士の需要は認められるが、当施設については、県が公の施設として設置する必要性は希薄であるとともに、県営で継続することはさらなる財政支出を伴うことから、歯科衛生士及び歯科技工士の養成については県以外の関係団体等に委ねること（譲渡）が適当と考える。

また、譲渡が困難である場合には、廃止についても検討することが必要と考える。

# 看護専門学校

## 1. 施設の概要

施設の名称	看護専門学校		
所在地	四国中央市中之庄町 1684-3	所管課	医療対策室
設置年月日	平成9年4月1日	建物構造	鉄筋コンクリート造4階(一部2階)建
延床面積	3,273.75 m <sup>2</sup>	敷地面積	4,500 m <sup>2</sup>
設置目的	<p>看護専門学校は、保健師助産師看護師法及び学校教育法に基づく看護師の養成機関として看護に関する専門的知識及び技術を受け、看護師として社会に貢献し得る人材を育成することを目的に設置された施設である。</p> <p>県下の二次保健医療圏のうち、唯一、看護師等養成所のなかった宇摩圏域の看護師不足を解消するために、地元の強い要望を受けて開設された。</p>		
現状及び課題	<p>全国的に看護師不足が深刻化する中、平成9年度の開設以来、これまでに226人の卒業生を輩出し、うち148人が県内の医療機関等へ就業しており、地域の保健医療の充実に一定の効果을上げている。現在も当校が宇摩圏域唯一の看護師養成所であることから、引き続き当校に寄せる地元の期待は大きいものと考えられる。</p>		

## 2. 事業等の状況及び施設の運営コスト

### (1) 入学者等の状況

(単位：人、倍)

学 科	区 分	15年度入学	16年度入学	17年度入学	18年度入学	19年度入学
看護学科	受験者	128	122	96	98	64
	合格者	30	30	30	30	30
	倍 率	4.3	4.1	3.2	3.3	2.1

### (2) 卒業生の状況

(単位：人)

区 分	14年度卒業	15年度卒業	16年度卒業	17年度卒業	18年度卒業
就 職	24	24	25	29	27
	県 内	19	16	14	19
	県 外	5	8	11	10
そ の 他	2	3	1	5	2
合 計	26	27	26	34	29

## (3)施設の運営コスト

(単位：千円)

区 分	14 年度	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度
収 入 ( )	6,515	6,581	7,035	8,927	11,520
授 業 料 等	6,490	6,552	7,014	8,908	11,490
行政財産使用料	9	9	9	9	9
そ の 他	16	20	12	10	21
支 出 ( )	119,873	123,794	126,857	133,589	121,958
人 件 費	94,192	100,545	98,691	106,660	96,028
管 理 運 営 費	25,681	23,249	28,166	26,929	25,930
収 支 ( - )	113,358	117,213	119,822	124,662	110,438

人件費（県正規職員分）については、県職員の平均給与額により算出

## 3. 検討結果

看護専門学校は、県下の二次医療圏域のうち、唯一看護師養成所のなかった宇摩圏域の看護師不足を解消することを目的に、地元からの強い要望を受けて平成9年4月に開設され、これまでに226人の卒業生を輩出してきたところである。

本県の看護師の需給状況については、平成18年1月にまとめられた「愛媛県看護職員需給見通しに関する報告書」によると、平成18年には223人、平成22年には345人の供給不足が予想されているほか、全国的にも平成19年1月に日本医師会が発表した「看護職員の需給に関する調査」の結果によれば、看護師不足は深刻な状況であり、「看護師養成施設」の必要性は認められる。

しかしながら、当施設は「宇摩圏域の看護師不足の解消」を期待されているにもかかわらず、卒業生のほとんどが圏域外で就業しており、現在も県内の他の圏域と比べた人口あたりの看護職員数が少ない圏域であることに変わりはなく、圏域内の看護師不足の解消への貢献度は低いと言わざるを得ない。

また、県内には既に、当校と同じ機能を持つ3年制の看護師養成施設として、国立病院機構、日本赤十字社のほか、医師会や医療機関を運営する財団法人によって設置・運営されている施設が5施設あり、さらに平成19年4月には、民間が運営する4年制の専門学校を含む2施設が開設されるなど、県以外による多くの看護師養成施設が設置・運営されている。

このようなことから、県が今後も、主に宇摩圏域を対象とする看護師養成施設を引き続き設置・運営していくだけの必要性は乏しいものと考えられる。

一方、県では、高度化・複雑化する医療ニーズに的確に対応できる高い専門知識や資質を備えた看護職員を養成することを目的に、4年制の医療技術大学を設置・運営しているところであり、「看護師養成」という点では両者の機能の重複が見られることから、こうした環境の変化や厳しい財政状況も踏まえ、県としては県下全域を対象としたより高度な人材育成に注力し、県以外によるサービス実施が可能な部分については積極的に他団体等に委ねるべきであると考えられる。

以上のように、看護専門学校については、県が公の施設として設置する必要性は乏しいが、現下の深刻な看護師の供給不足の状況から、看護師養成施設の必要性は認められることから、当校は看護師養成施設の運営に関し十分なノウハウを持つ団体等へ譲渡するのが適当と考える。

ただし、譲渡先が見つかるまでの間は、県直営で運営を継続せざるを得ないことも付言する。

# レントゲン自動車

## 1. 施設の概要

施設の名称	レントゲン自動車		
保有台数	5台	所管課	健康増進課
配備先	西条保健所、今治保健所、松山保健所、八幡浜保健所、宇和島保健所(各1台)		
現車両登録年月日	西条：平成3年11月7日、今治及び松山：平成9年1月31日、八幡浜：平成4年10月22日、宇和島：平成元年5月31日		
設置目的	<p>レントゲン自動車は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第53条の2の規定に基づき、県が県立学校の生徒等に対して実施する定期健康診断(「学校検診」)、同じく市町及び事業者等が実施する定期健康診断の受託(「受託検診」)及び同法第17条の規定に基づき、保健所が結核患者の接触者に対して実施する「健康診断」に活用することを目的に各保健所に設置している。</p>		
現状及び課題	<p>当車両を保健所に配備しはじめた昭和20年代には、結核が国民病と呼ばれるほど蔓延した状態にあったが、医療技術の進歩等に伴い、その状況は大きく改善している。</p> <p>車両の稼動状況を見ると、学校検診の割合が全体の約83%(平成18年度実績)を占めているが、他県では学校検診を民間委託しているところが多く、また、受託検診についても、民間検診団体の充実により保健所の役割は縮小してきている。</p> <p>また、現有の車両はいずれも耐用年数を超過し老朽化が進んでいる。</p>		

## 2. 事業等の状況及び施設の運営コスト

### (1) レントゲン自動車稼動実績(平成18年度)

(単位：件、人)

区分		西条	今治	松山	八幡浜	宇和島	合計
学校検診	件数	14	10	26	16	8	74
	人数	2,764	1,447	4,255	1,524	1,426	11,416(82.7%)
受託検診	件数	9	13	23	17	0	62
	人数	581	318	789	272	0	1,960(14.2%)
健康診断	件数	0	3	5	2	1	11
	人数	0	58	115	42	22	237(1.7%)
その他	件数	1	2	0	1	0	4
	人数	19	98	0	78	0	195(1.4%)



## (2)施設の運営コスト

(単位：千円)

区 分	14 年度	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度
収 入 ( )	456	275	377	455	301
施設使用料	456	275	377	455	301
行政財産使用料	0	0	0	0	0
そ の 他	0	0	0	0	0
支 出 ( )	8,390	6,062	10,653	7,416	8,788
人 件 費	6,170	3,912	8,080	5,613	6,672
管 理 運 営 費	2,220	2,150	2,573	1,803	2,116
収 支 ( - )	7,934	5,787	10,276	6,961	8,487

人件費（県正規職員分）については、県職員の平均給与額により算出

## 3. 検討結果

レントゲン自動車の主な業務は、県立の高等学校等で実施される「学校検診」、市町や事業者等が実施する「定期検診」の受託、結核患者の接触者に対して行う「健康診断」となっており、現在は四国中央保健所を除く各保健所に1台ずつ、計5台の車両が配備されている。

レントゲン自動車を配備しはじめた昭和20年代には、結核が国民病と呼ばれるほど蔓延した状態にあったが、医療技術の進歩等に伴い、その状況は大幅に改善している(平成9年には、それまで減少を続けてきた新規発生患者数が38年ぶりに増加に転じ、平成11年には「結核緊急事態宣言」が発せられるなど、決して過去の病気とは言えないものの、昭和20年代に比べるとその状況には大幅な改善が見られる。) 加えて、民間の検診団体等においても同様の車両が多数保有されるようになったことから、平成18年度における稼働実績(5台の合計)は、学校検診が全体の82.7%(74件、11,416人)を占め、定期検診は14.2%(62件、1,960人)、健康診断は1.7%(11件、237人)にとどまるなど、県がレントゲン自動車を保有する必要性や有効性が以前と比べ大きく変化している状況が伺える。

そこで、県がレントゲン自動車を設置する必要性等について改めて検証したところ、学校検診については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第53条の2において「学校の長は、当該学校の学生(生徒)に対して定期的健康診断を行わなければならない」と規定されており、県立学校については設置者たる県がその費用を負担しなければならないものの、必ずしも県が直接検診を行う必要はなく、定期検診の受託を含め、民間検診団体等を活用することも十分可能である。

また、健康診断については、その性格上、迅速かつ確実な検診機会の確保が求められるが、結核患者発生時に適切に検診が行える体制が担保されていれば、必ずしも県がレントゲン自動車を保有しなければならないだけの必要性は認められず、現在の健康診断の実施状況から見ても、この健康診断のためだけに今後車両を維持・更新することは、極めて非効率である。

以上のようなことから、レントゲン自動車については、民間検診団体等への委託による適切な検診体制に移行することが適当と考える。

なお、現有車両が使用可能な間はこれを有効活用し、計画的、段階的に民間等への委託を実施するなど、急激な体制変化に伴う利用者及び民間検診団体等双方の負担の軽減についても配慮されたい。

# 動物愛護センター

## 1. 施設の概要

施設の名称	動物愛護センター		
所在地	松山市東川町乙 44-7	所管課	薬務衛生課
設置年月日	平成 14 年 12 月 1 日	建物構造	鉄筋コンクリート造平屋建(愛護棟)他
延床面積	1,667 m <sup>2</sup>	敷地面積	10,630 m <sup>2</sup>
設置目的	<p>動物愛護センターは、動物の愛護や適正な飼養等に関する情報の提供等を行うとともに、県民に犬・ねこ等の動物とのふれあいの場を提供することを目的に設置された。近年のペットブームにより動物愛護への関心は高まりを見せる一方、動物虐待やペット動物の遺棄は依然として後を絶たず、人と動物とのより良い関係づくりは大きな課題であり、当センターは人と動物とが共生できる社会づくりのための中核施設と位置付けられている。</p> <p>なお、当センターは「公の施設」としての上記動物愛護機能に加え、不用犬・ねこの収容・処分等、「行政機関」としての動物管理機能を併せ持った施設である。</p>		
現状及び課題	<p>当施設は、公の施設としての動物愛護機能と、行政機関としての動物管理機能とを併せ持つ施設であることから、施設運営にあたっては、両機能一体的な運用が行われており、職員については、行政機関としての業務をベースとした配置となっている。</p> <p>このうち、公の施設としての愛護事業に関しては、定期的に行っている犬・ねこの譲渡会、しつけ方教室、ふれあい教室、アニマルセラピー等への参加者も堅調に推移しており、施設への来場者は年間約 2 万人である。</p> <p>なお、現時点においては、県内の市町や動物愛護団体等には動物愛護事業に関する十分な経験や実績がなく、類似・競合する施設もない。</p>		

## 2. 事業等の状況及び施設の運営コスト

### (1) 来場者の状況

(単位:人)

年度	14 年度	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度
人数	12,225	21,650	21,920	19,915	19,188

平成 14 年度については、開設 (H14.12.1) 以降 4 ヶ月間の実績

### (2) 動物の処分の状況

(単位:頭)

区分	14 年度	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度
犬	1,232	4,043	3,666	3,561	3,335
ねこ	357	3,038	2,985	3,135	3,765
計	1,589	7,081	6,651	6,696	7,100

平成 14 年度については、開設 (H14.12.1) 以降 4 ヶ月間の実績

## (3) 施設の運営コスト(動物管理部門を含む施設全体でのコスト)

(単位:千円)

区 分	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
収 入 ( )	820	3,269	3,319	3,299	3,709
施設使用料	0	0	0	0	0
行政財産使用料	28	85	115	111	115
そ の 他	792	3,184	3,204	3,188	3,594
支 出 ( )	62,933	145,191	114,807	113,661	104,370
人 件 費	31,465	93,248	60,772	61,044	64,566
管 理 運 営 費	31,468	51,943	54,035	52,617	39,804
収 支 ( - )	62,113	141,922	111,488	110,362	100,661

人件費(県正規職員分)については、県職員の平均給与額により算出。また、14年度の収入及び管理運営費は、開設(H14.12.1)以降4ヶ月間の実績

## 3. 検討結果

動物愛護センターは、動物の愛護と適正な飼養に関する普及啓発等を行う動物愛護機能(=公の施設)と不用犬・ねこの収容・処分、負傷動物の収容等を行う動物管理機能(=行政機関)を併せ持った、動物愛護管理行政を総合的に推進するための拠点施設として平成14年12月に設置された。

このうち、「公の施設」の業務として位置付けられている動物愛護の分野については、犬・ねこの譲渡会、しつけ方教室、ふれあい教室などを通して、県民の動物愛護及び適正飼養に関する意識の醸成に取り組んでいるところであるが、近年のペットブームを背景に年間約2万人の入場者があり、動物愛護に対する県民の関心やニーズは高い。

一方、県民のニーズとは対照的に、県内の市町では動物愛護事業の実績がなく、民間の動物愛護団体も、現時点では、県に代わって同事業を行うことは困難と認められることから、県が動物愛護事業を実施する必要性は認められる。

また、人と動物との関わりが増す中、動物への虐待や無責任な遺棄などのトラブルも発生しており、人と動物が共生できる住み良い生活環境づくりを推進していくためには、愛護事業と併せ、不用犬・ねこや負傷動物の収容・処分といった動物管理業務を適切に実施することも重要であることから、動物の愛護と管理を一体的に行うことは、広く県民に「命の大切さ」を伝える面から意義深いものと言える。

以上のようなことから、動物愛護センターについては、引き続き県の直営により、動物の愛護事業と管理業務を一体的に実施することが適当と考える。

なお、県の厳しい財政状況を踏まえ、施設の運営にあたっては可能な限り業務の効率化による歳出の削減に努めるとともに、印刷物への広告の掲載やイベント時における関連企業等の協賛募集等、収入確保の方策についても検討するほか、先に動物愛護団体から要望のあった犬・ねこの引き取り料の有料化については、無責任な飼育放棄を抑止する観点からも、早期に導入するよう検討されたい。

# 中小企業労働相談所

## 1. 施設の概要

施設の名称	中小企業労働相談所		
所在地	各地方局商工労政課内（県下5箇所）		
設置年	昭和31年	所管課	労政雇用課
設置目的	中小企業労働相談所は、中小企業の労働者及び使用者の双方を対象に労働問題全般についての相談に応じ、中小企業における労使関係の安定と近代化を促進することを目的に、県下5箇所（各地方局商工労政課内）に設置された施設である。		
現状及び課題	<p>近年、労働者の雇用環境の複雑化・多様化に伴い、契約社員やパート従業員等の非正規労働者が増加するとともに、労働組合の組織率は低下しており、職場での問題の解決を労働組合等の組織に頼ることができず、個人で抱え込んでいる労働者が増加しているものと推測される。このため、個人でも相談が可能な労働相談窓口の必要性は増しているところであり、その中において当施設は、公的機関による県民に身近な相談窓口として、各種労働相談に対応している。</p> <p>なお、同じく労働問題に関する公的相談窓口として、愛媛労働局等に総合労働相談コーナーが設置されている。</p>		

## 2. 事業等の状況及び施設の運営コスト

### (1) 相談所別の利用状況（相談件数）

（単位：件）

	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
西条	65	57	75	111	118
今治	31	40	12	13	15
松山	92	87	93	35	32
八幡浜	7	5	6	6	5
宇和島	15	13	15	12	13
合計	210	202	201	177	183

### (2) 施設の運営コスト

（単位：千円）

区分	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
収入（ ）	0	0	0	0	0
施設使用料	0	0	0	0	0
行政財産使用料	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0
支出（ ）	2,916	2,891	2,852	2,879	2,818
人件費	2,916	2,891	2,852	2,879	2,818
管理運営費	0	0	0	0	0
収支（ - ）	2,916	2,891	2,852	2,879	2,818

人件費（県正規職員分）については、県職員の平均給与額により算出

### 3 . 検討結果

中小企業労働相談所は、中小企業の労働者及び使用者の双方を対象に、労働問題全般についての相談に応じ、中小企業における労使関係の安定等を促進することを目的として、県下5箇所地方局商工労政課内に設置されている。

近年、労働者の雇用環境は複雑化・多様化し、職場での問題の解決を労働組合等の組織に頼ることができない非正規労働者等が増加しており、これらの人々の適正な労働条件を確保するためにも、公的機関による相談体制を整備することの必要性は認められる。

なお、当相談所と同じ公的な労働相談窓口として国（愛媛労働局及び松山、新居浜、今治の各労働基準監督署）の総合労働相談コーナーがあるが、市町には労働問題に関する相談窓口がないことから、当相談所は地域に密着したより身近な相談窓口として、国との役割分担を図ることは可能である。

また、この施設は5箇所全てが地方局の商工労政課内に設置されており、松山地方局に置かれている非常勤の労働相談員を除き、人員は全て商工労政課職員が兼ねていることから、施設の維持管理経費の面でも、また人件費の面でも、運営コストは最小限に抑えられている。

以上のようなことから、当施設については、より一層のPRに努め、利用の促進を図りながら、引き続き県の直営で存続することが適当と考える。

# 農業大学校

## 1. 施設の概要

施設の名称	農業大学校		
所在地	松山市下伊台町 1553	所管課	担い手対策推進室
設置年月日	昭和 48 年 3 月 31 日		
建物構造及び延床面積	教棟：鉄筋コンクリート造 4 階建 1,855.71 m <sup>2</sup> 、寄宿舍：鉄筋コンクリート造 3 階建 2,138.27 m <sup>2</sup> 、体育館：鉄骨鉄筋コンクリート造 2 階建 1,164.60 m <sup>2</sup> 他 合計：7,739.31 m <sup>2</sup>		
敷地面積	本館他建物用地：17,674.00 m <sup>2</sup> 、農業機械研修場：7,238.13 m <sup>2</sup> 、農業機械研修ほ場：3,663.92 m <sup>2</sup> 他 合計：103,107.05 m <sup>2</sup> (農業試験場等からの借地を含む)		
設置目的	農業大学校は、農業改良助長法に基づく農業者研修教育施設として昭和 46 年に設置され、次代の農業及び農村を担う優れた農業後継者や農業指導者を養成するとともに、農業者等が生涯にわたって行う学習活動の促進や農業機械利用技能者等を養成するための各種研修を実施している。		
現状及び課題	<p>本県農業の担い手及び指導者養成の中核的な研修教育施設として、これまでに約 2,800 人の卒業生を送り出してきた。平成 16 年度には、外部委員による「農業大学校のあり方検討委員会」において当校を巡る情勢の変化や時代の要請に対応した「魅力ある農業大学校づくり」について検討し、その報告に基づき、平成 17 年度から専修学校化や学科再編、研修部門の拡充、職員配置の充実等、研修教育内容や運営体制の見直しを行ったところである。</p> <p>しかしながら、研修部門では、「えひめ農業入門塾」に毎年定員の 2 倍程度の応募がある一方、養成部門においては、依然として受験・入学者数が定員に対して低水準で推移している。また、養成部門の授業料は他の県立専修学校と比べ低額となっている。</p>		

## 2. 事業等の状況及び施設の運営コスト

### (1) 入学者等の状況

(単位：人)

学 科	定員	15 年度入学	16 年度入学	17 年度入学	18 年度入学	19 年度入学
養 成 部 門	80	62	44	53	-	-
総 合 農 学 科	55	-	-	-	34	42
専 攻 科	10	10	12	7	-	-
アグリビジネス科	15	-	-	-	5	10

平成 18 年度の学科再編により、 養成部門を総合農学科へ再整備、 専攻科廃止、 アグリビジネス科新設

### (2) 卒業生の就業等の状況

(単位：人)

区 分	14 年度卒業	15 年度卒業	16 年度卒業	17 年度卒業	18 年度卒業
就 農	5	6	4	10	14
農業関連事業への就業	農業団体	5	8	10	9
	農業系企業	13	9	20	13
農業関連以外への就業	12	19	22	13	8
研 修 ・ 進 学	10	14	10	7	14
合 計	45	56	66	52	59

養成部門と専攻科の合計人数を記載

## (3) 施設の運営コスト

(単位：千円)

区 分	14 年度	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度
収 入 ( )	7,223	7,826	8,180	7,871	11,025
授 業 料 等	2,539	2,344	2,498	2,189	5,300
行政財産使用料	13	13	18	18	18
そ の 他	4,671	5,469	5,664	5,664	5,707
支 出 ( )	203,342	203,474	196,729	217,742	203,744
人 件 費	166,506	161,342	158,075	175,696	173,497
管 理 運 営 費	36,836	42,132	38,654	42,046	30,247
収 支 ( - )	196,119	195,648	188,549	209,871	192,719

人件費（県正規職員分）については、県職員の平均給与額により算出

## 3. 検討結果

農業大学校は、農業改良助長法に基づく農業者研修教育施設として昭和 46 年に設置されて以来、社会情勢等の変化に対応した再編を行いながら、これまでに約 2,800 人の卒業生を輩出してきた。

農業は、食糧の安定的供給にとどまらず、国土の保全や歴史・文化の伝承という面からも非常に重要な役割を担っていることから、本県においても農業をはじめとする第一次産業の振興に積極的に取り組んでいるところであり、その中において、将来の地域農業を支える担い手の確保は極めて重要な課題である。

しかしながら、農産物価格の低迷や少子化、高学歴化等、我が国全体の抱える構造的な問題の影響はあるものの、当農業大学校の養成部門においては、受験・入学者数が定員に対して低水準で推移しており、卒業後直ちに就農する者も 1 割程度にとどまるなど、施設の設置目的と実際の運営状況との間に乖離が生じており、県が設置・運営する施設としての必要性（県民ニーズへの適合）や有効性（設置目的に沿った利用）は必ずしも十分とは言えない。

一方、研修部門では、「えひめ農業入門塾」に毎年定員の 2 倍程度の応募があるほか、一般県民を対象とした農業講座や農業相談も好評を得ており、さらに今後は、団塊の世代の退職等により新たな需要も期待される。

なお、平成 16 年度には外部委員による「農業大学校のあり方検討委員会」を設置し、当校を巡る情勢の変化や時代の要請に対応した「魅力ある農業大学校づくり」について検討したところであり、その報告に基づき、平成 17 年度から専修学校化や学科再編、研修部門の拡充、職員配置の充実等、研修教育内容や運営体制の見直しを行ったところである。

以上のような状況を踏まえ、養成部門については、現状では県が直接管理・運営を行わなければならないだけの明確な理由は見出せないものの、農業振興及び担い手確保の重要性に加え、研修部門ではある程度県民のニーズが認められること、また、学校改革の行方を今しばらく見極めることも必要と考えられることから、当面は県直営で存続することもやむを得ないと考える。

ただし、上述のような課題を踏まえ、限られた資源を最大限有効に活用し、より効率的かつ効果的な施設運営を図るため、学生数の定員割れが続く養成部門にあっては、規模を縮小し、文部科学省令（専修学校設置基準）の基準を上回る配置がなされている教員数についても削減を検討するとともに、他の県立専修学校と比べ授業料が低額であることから、研修部門を含め、適正な受益者負担のあり方について再度検討する必要があると考える。

また、将来的には、各般にわたる農業政策の中で、実際に当農業大学校が果たしている役割やその効果を十分検証のうえ、事業内容や運営体制の見直しにとどまらず、施設そのものの必要性についても改めて検討がなされることを期待する。

# 県営住宅

## 1. 施設の概要

施設の名称	県営住宅
所 管 課	建築住宅課
管 理 戸 数 (H19.4.1 現在)	西条地方局管内：10 団地（ 446 戸）、今治地方局管内：8 団地（ 529 戸） 松山地方局管内：21 団地（ 3,697 戸）、八幡浜地方局管内：4 団地（ 140 戸） 宇和島地方局管内：6 団地（ 274 戸）、合 計：49 団地（ 5,086 戸）
設 置 目 的	<p>公営住宅は、住宅に困窮する低所得者に対するセーフティネットとしての役割を果たしている。</p> <p>本県では、戦後の住宅不足や高度経済成長期の住宅需要に対応するため、市町村の公営住宅を補完する役割で、中予地域を中心に県営住宅の整備を進めてきたところである。</p>
現 状 及 び 課 題	<p>現在、県内には約 25,000 戸の公営住宅が整備されており、このうち約 5,000 戸が県営住宅である。これら公営住宅の供給・管理は県と市町が別々に行い、公営住宅需要への対応を図っているところである。</p> <p>平成 19 年 3 月に策定された「愛媛県住宅マスタープラン（愛媛県住生活基本計画）」においては、県営住宅の管理等のあり方について、「公営住宅法の適正な執行及び住民サービスの向上、業務の効率化を図るためには、指定管理者制度、管理代行制度の活用や県営住宅の移管による市町営住宅との一体的供給など、現在の体制の見直しも視野に入れて検討することが必要」との方針が示されている。</p>

## 2. 事業等の状況及び施設の運営コスト

### (1) 管理戸数及び入居率の状況

(単位: 団地、戸、%)

	14 年度	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度
団 地 数	51	50	49	51	49
管 理 戸 数	5,046	5,022	5,079	5,139	5,061
入 居 率	99.4%	99.4%	99.2%	98.7%	99.1%

団地数の増減と空室の大半は建替事業に伴うもの

### (2) 施設の運営コスト

(単位: 千円)

区 分	14 年度	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度
収 入 ( )	924,062	906,848	896,083	899,449	891,525
施設使用料	922,032	904,857	894,054	897,417	889,500
行政財産使用料	2,030	1,991	2,029	2,032	2,025
そ の 他	0	0	0	0	0
支 出 ( )	435,125	438,720	434,917	428,757	405,298
人 件 費	83,036	81,957	80,559	81,635	79,298
管 理 運 営 費	352,089	356,763	354,358	347,122	326,000
収 支 ( - )	488,937	468,128	461,166	470,692	486,227

人件費（県正規職員分）については、県職員の平均給与額により算出



### 3 . 検討結果

公営住宅は、住宅に困窮する低額所得者を対象に、低額な家賃で住宅を供給することを目的として県内各地に設置されており、そのうち県営住宅は、市町営住宅を補完するという役割のもと、中予を中心に県下の公営住宅の約 20%にあたる約 5,000 戸を供給し、県民の住生活の安定に寄与している。

公営住宅は、戦後、高度経済成長期の住宅不足の解消と、未成熟な民間市場の誘導に大きな役割を果たしてきたところである。民間の賃貸住宅等に一定の充足が見られる現在においてもその需要は引き続き旺盛であり、本県では公営住宅に入居できる者の割合は年間の入居希望者の約 3 分の 1 程度となっているほか、高齢者世帯や母子世帯、障害者世帯等、住宅困窮度の高い世帯に対する「セーフティネット」の役割も担っていることから、その必要性や有効性は認められる。

しかしながら、「県営」と「市町営」との間には、設置・運営主体が異なること以外、施設の目的及び機能に大きな違いはなく、市町営住宅の補完的な役割としての県営住宅の位置付けや、利用者の利便性、維持管理の効率性等を総合的に勘案した場合、住民に身近な基礎自治体である市町において両者を一体的に管理する方が有効であり、将来にわたって、現状の体制のまま県営住宅を維持管理していく必要性は薄れてきていると考えられる。

さらに、施設の運営にあたっては、入居者の決定等、行政処分を伴う行為を除き、必ずしも公務員が直接業務に携わる必要はなく、特に維持管理面では、民間のノウハウを活用することにより、より効率的かつ効果的な運営が図られることが期待できる。

なお、今後 10 年間の県の住宅政策の方向性を示した「愛媛県住宅マスタープラン（愛媛県住生活基本計画）」（平成 19 年 3 月策定）においても、公営住宅の管理にあたっては、公営住宅法の適正執行のほか、住民サービスの向上や業務の効率化を図るため、「指定管理者制度」や「管理代行制度」の活用や、県と市町の区分や市町間の区域にとらわれない一体的な管理等について、今後、市町などとの協議の場を設けて検討していくとの方針が示されているところである。

以上のようなことから、県営住宅については、将来的な公営住宅の一元管理体制の確立を目指しつつ、まずは、他県でも導入事例が多く、住宅の維持管理面において民間参入による経費節減効果が期待される指定管理者制度を可能な範囲から早期に導入することが適当と考える。

# 県立病院

## 1. 施設の概要

施設の名称	県立病院(5病院)	所 管 課	県立病院課
中央病院	所在地	松山市春日町 83	
	開設年月日	昭和 23 年 6 月 1 日(現施設開設:昭和 49 年 10 月 18 日)	
	診療科目	内科、呼吸器科、小児科、外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、歯科、放射線科、整形外科、形成外科、精神科、神経内科、麻酔科、消化器科、循環器科、アレルギー科、脳神経外科、呼吸器外科、心臓血管外科、小児外科、リハビリテーション科〔24科〕	
	病床数	864床〔稼動 852床〕(一般 825〔813〕、感染症 3〔3〕、結核 36〔36〕)	
	併設機関	救命救急センター、総合周産期母子医療センター、愛媛 PET-CT センター、東洋医学研究所	
今治病院	所在地	今治市石井町 4-5-5	
	開設年月日	昭和 23 年 6 月 1 日(現施設開設:昭和 58 年 4 月 1 日)	
	診療科目	内科、心療内科、呼吸器科、小児科、外科、泌尿器科、産婦人科、耳鼻いんこう科、放射線科、整形外科、精神科、麻酔科、消化器科、循環器科、脳神経外科、心臓血管外科(休止:皮膚科、眼科)〔18科(うち休止 2科)〕	
病床数	320床〔稼動 320床〕(一般 270〔270〕、精神 50〔50〕)		
三島病院	所在地	四国中央市中之庄町 1684-2	
	開設年月日	昭和 23 年 6 月 1 日(現施設開設:平成 4 年 4 月 1 日)	
	診療科目	内科、呼吸器科、小児科、外科、泌尿器科、放射線科、整形外科、麻酔科、循環器科、脳神経外科(休止:産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科)〔13科(うち休止 3科)〕	
病床数	183床〔稼動 150床〕(一般 179〔146〕、感染症 4〔4〕)		
南宇和病院	所在地	南宇和郡愛南町城辺甲 2433-1	
	開設年月日	昭和 23 年 6 月 1 日(現施設開設:平成 4 年 4 月 1 日)	
	診療科目	内科、呼吸器科、小児科、外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、放射線科、整形外科、麻酔科、脳神経外科〔13科〕	
病床数	199床〔稼動 160床〕(一般 199〔160〕)		
新居浜病院	所在地	新居浜市本郷 3-1-1	
	開設年月日	昭和 28 年 1 月 28 日(現施設開設:昭和 50 年 12 月 21 日)	
	診療科目	内科、外科、呼吸器科、小児科、皮膚科、泌尿器科、耳鼻いんこう科、放射線科、整形外科、麻酔科、消化器科、循環器科、脳神経外科、呼吸器外科、心臓血管外科(休止:眼科、歯科)〔17科(うち休止 2科)〕	
	病床数	339床〔稼動 313床〕(一般 300〔274〕、感染症 2〔2〕、結核 37〔37〕)	
	併設機関	救命救急センター	
	(病床数合計)	1,905床〔稼動 1,795床〕 (一般 1,773〔1,663〕、感染症 9〔9〕、結核 73〔73〕、精神 50〔50〕)	
設置目的	<p>県立病院は、地域の中核病院として、「高度で良質な医療を安定的に供給するとともに、医療資源が質的・量的に不足する地域にあっては、これを補完することにより、県民医療の確保を図る」という使命・役割を担っている。</p>		

現 状 及 び  
課 題

病院全体の現状

県立病院では、地方公営企業法の全部適用を導入し、事業管理者のもとそれぞれの地域の実状に応じて、民間病院では実施困難な「高度医療」、「救急医療」、「特殊医療」の分野などをはじめ、地域に必要な医療を提供するとともに、財政の健全化にも精力的に取り組んでいる。近年では、平成14年度に実施された「包括外部監査」を契機として、平成16年3月に策定された庁内検討組織による「県立病院の機能及びあり方報告書」、「第2次愛媛県立病院財政健全化計画」(以下「健全化計画等」という。)に基づき、北宇和病院の廃止や各病院の実態に応じた経営改善策を講じている。

しかしながら、その経営状況を見ると、病院事業全体では、単年度収支は黒字となっているものの、赤字の続く病院もあり、多額の累積損失を抱えているなど、依然として厳しい状況にある。

中央病院

県下の基幹病院として、三次救急や周産期・小児救急医療等の高度救急医療、骨髄移植やガンナイフ治療等の先駆的医療のほか、平成18年3月に開設した「愛媛PET-CTセンター」を活用したがん検診及び診療をはじめ、心疾患、脳疾患などの高度医療に取り組んでいる。

また、災害基幹拠点病院、エイズ診療協力病院、第二種感染症指定医療機関、臨床研修指定病院等として、災害時医療や感染症治療、人材育成などを担っている。

なお、施設が老朽化し、機能的にも一部限界に達していることから、PFI方式による建替え作業を進めているところである。

今治病院

今治圏域の中核病院として、特に心疾患や脳血管疾患などの高度医療や小児救急など高度救急医療を重点的に担っている。

また、県立病院で唯一の精神科病床を有し、身体合併症医療、児童・思春期医療等に取り組んでいるほか、災害拠点病院やエイズ診療協力病院等として、災害時医療や感染症治療なども担っている。

なお、健全化計画等に基づき、心臓血管外科の開設や小児科の充実・強化、脳神経外科の充実を図る一方、皮膚科・眼科の休止などの見直しを行っている。

三島病院

宇摩圏域の中核病院として、緊急度の高い脳疾患や循環器疾患、さらに小児救急などの救急医療に対応するほか、腎移植等の高度・特殊医療にも取り組んでいる。

また、災害拠点病院、エイズ診療協力病院、第二種感染症指定医療機関等として、災害時医療や感染症治療なども担っている。

なお、健全化計画等に基づき、小児科・脳神経外科の充実を図る一方、病床数削減とそれに伴う職員の適正配置、産婦人科・耳鼻いんこう科の休止などの見直しを行っている。

南宇和病院

医療資源が質的・量的に乏しい地域にあって、地域で唯一の総合診療機能を有する病院として、地域の他の医療機関にはない診療科(脳神経外科、呼吸器科等の5科)を標榜している。

また、他に受入れ先がないため、年間を通じて、診療圏内における救急患者の約90%を受入れるなど、地域に不足する総合診療機能や救急機能の確保を中心に、地域の中核病院として大きな役割を果たしているほか、エイズ診療協力病院として感染症治療も担っている。

なお、健全化計画等に基づき、人工透析治療の充実や地域連携室の設置を行う一方、病床数削減とそれに伴う職員の適正配置などの見直しを行っている。

新居浜病院

新居浜・西条圏域の中核病院として、圏域内の二次救急や小児救急に対応するほか、東予救命救急センターを併設し、東予地域の三次救急病院として高度救急医療を担っている。

また、肺・心臓血管治療や脳血管治療等の診療機能を活用し、地域の高度医療の確保に努めるとともに、災害拠点病院、エイズ診療協力病院、第二種感染症指定医療機関等として、災害時医療や感染症治療なども担っている。

なお、健全化計画等に基づき、高度・救急医療に積極的に対応する一方、眼科の休止などの見直しを行っている。

## 2. 事業等の状況及び施設の運営コスト

### (1) 患者数の状況

(単位：人)

病院名	区分	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
中央病院	入院患者	283,615	285,788	286,925	284,405	280,950
	外来患者	440,125	435,632	431,522	404,988	386,772
	計	723,740	721,420	718,447	689,393	667,722
今治病院	入院患者	104,381	105,109	103,809	103,376	99,415
	外来患者	231,514	227,197	198,890	190,428	174,309
	計	335,895	332,306	302,699	293,804	273,724
三島病院	入院患者	52,533	50,650	49,306	49,867	43,487
	外来患者	138,910	127,965	102,690	103,666	100,521
	計	191,443	178,615	151,996	153,533	144,008
南宇和病院	入院患者	57,717	55,050	53,350	50,476	49,554
	外来患者	154,743	155,490	151,314	146,281	142,446
	計	212,460	210,540	204,664	196,757	192,000
新居浜病院	入院患者	90,810	92,873	94,059	94,145	85,746
	外来患者	162,478	161,472	153,390	145,297	141,627
	計	253,288	254,345	247,449	239,442	227,373
合計	入院患者	589,056	589,470	587,449	582,269	559,152
	外来患者	1,127,770	1,107,756	1,037,806	990,660	945,675
	計	1,716,826	1,697,226	1,625,255	1,572,929	1,504,827

ドック・健診を含む

### (2) 収支状況

(単位：千円)

病院名	区分	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
中央病院	総収益	18,444,978	18,599,663	19,369,651	20,253,761	20,143,122
	総費用	17,529,614	17,827,615	18,231,962	18,951,548	19,355,091
	当期純損益	915,363	772,047	1,137,688	1,302,213	788,031
	累積純損益	3,846,935	4,618,983	5,756,671	7,058,885	7,846,916
今治病院	総収益	5,814,454	5,888,692	5,886,595	5,951,858	5,592,313
	総費用	5,807,048	5,873,409	6,161,526	6,170,981	5,873,505
	当期純損益	7,406	15,282	274,931	219,122	281,191
	累積純損益	3,092,928	3,077,646	3,352,577	3,571,700	3,852,892
三島病院	総収益	2,953,975	3,030,685	2,671,035	2,820,712	2,598,544
	総費用	3,368,731	3,250,226	3,095,634	3,171,067	2,923,043
	当期純損益	414,756	219,540	424,598	350,354	324,499
	累積純損益	7,507,991	7,727,532	8,152,131	8,502,485	8,826,985
南宇和病院	総収益	3,287,512	3,178,447	2,971,877	2,883,964	2,975,180
	総費用	3,582,862	3,434,304	3,219,104	3,202,131	3,201,867
	当期純損益	295,350	255,857	247,227	318,167	226,687
	累積純損益	6,743,475	6,999,332	7,246,559	7,564,726	7,791,413
新居浜病院	総収益	5,366,655	5,468,447	5,601,966	5,527,904	5,199,314
	総費用	5,103,522	5,185,791	5,239,472	5,334,983	5,120,671
	当期純損益	263,132	282,656	362,494	192,920	78,642
	累積純損益	3,400,858	3,118,201	2,755,707	2,562,786	2,484,144

病院名	区 分	14 年度	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度
合 計	総 収 益	35,867,576	36,165,935	36,501,127	37,438,202	36,508,474
	総 費 用	35,391,780	35,571,346	35,947,700	36,830,712	36,474,179
	当期純損益	475,795	594,588	553,426	607,490	34,295
	累積純損益	16,898,318	16,303,729	15,750,303	15,142,813	15,108,518

累積純損益（合計）については、平成 18 年 3 月末をもって廃止された北宇和病院分を除く

### 3 . 検討結果

県立病院は、地域の中核病院として「高度で良質な医療を安定的に供給するとともに、医療資源が質的・量的に不足する地域にあっては、これを補完することにより、県民医療の確保を図る」ことを目的に 5 病院が設置されている。県立病院には、二次、三次の救急医療や循環器、がん疾患等の高度医療、周産期医療、骨髄移植等の特殊医療の提供のほか、災害時医療や感染症治療等に対応できる診療体制の確保など、地域の中核医療機関として、さらには、政策医療の推進について、積極的な取り組みが期待されているところである。

また、平成 16 年度に導入された医師の新臨床研修制度により、地方の深刻な医師不足が、全国的にも大きな問題となっているが、地域医療を堅持していくために必要不可欠な医師の確保という点からも県立病院が果たす役割は極めて重要であると考えられる。

このような中、これら県民の医療ニーズに対応し、地域医療を確保するため、民間では実施困難な「高度医療」「救急医療」「特殊医療」等を担い、さらに施設の近代化や高度医療機器の整備、医師確保や看護体制の充実等、病院機能を拡充・強化しながら、県民医療の確保と医療水準の向上に努めてきた。

しかしながら、こうした不採算医療や医療水準向上のための投資の増大等により、現状では病院事業全体で、多額の累積欠損金を抱えており、平成 16 年 3 月に策定した「県立病院の機能及びあり方報告書」、「第 2 次愛媛県立病院財政健全化計画」(以下「健全化計画等」という。)に基づき、各病院の周辺医療資源の状況を踏まえた診療科目の休止や病床数の削減をはじめ、外部委託の促進や診療材料費の削減など経営改革に取り組んではいるものの、近年の医師不足の影響もあり、依然として赤字経営が続いている病院もあることから、経営形態の見直しを含め一層の改革が必要と考えられる。

#### 中央病院

中央病院は、高度医療、高度救急医療、先駆的医療などに取り組んでいるほか、災害基幹拠点病院、エイズ診療協力病院、第二種感染症指定医療機関及び臨床研修指定病院等として、災害時医療や感染症治療、人材育成などの機能も担っている。

さらに、平成 18 年度からは、がんの早期発見に極めて効果の高い PET - CT センターを開設するなど、本県の基幹病院として、県民の生命と健康を守る重要な役割を果たしていることから、県の直営で運営することが適当と考える。

ただし、収支面では現在黒字が維持されているが、健全化計画等に基づき諸対策に取り組み、引き続き病院経営の一層の効率化に努めるとともに、現在、進行中の病院の建替えにあたっては、病院事業全体の収支への影響も十分考慮し、効率的な事業実施に努められたい。

## 今治病院

今治病院は、圏域最大規模の中核病院として、平成 16 年度からは心臓血管外科を開設するなど、心疾患や脳血管疾患等の高度医療や小児救急等の高度救急医療を重点的に担うとともに、県に設置義務のある精神科病床を持つ唯一の県立病院として、民間の精神単科病院では対応が困難な身体合併症患者や、採算性の低い児童・思春期医療等に対して、その役割を果たしている。

また、災害拠点病院、エイズ診療協力病院等として災害時医療や感染症治療も行うなど、圏域の中核病院としての役割を担っていることから、県の直営で運営することが適当と考える。

ただし、収支面では、平成 16 年度以降、単年度赤字が続いていることから、健全化計画等に基づいた諸対策に着実に取り組み、早期に収支均衡が図られるよう努められたい。

## 三島病院

宇摩地域の医療資源は、量的な充足はあるものの、質的な面、特に初期の処置が重要視される脳疾患や循環器疾患等の高度・救急医療を担うことのできる医療機関が少ない現状から、三島病院は、圏域における中核病院としての役割を果たしている。

一方、病院経営の面では、給与費や設備費（減価償却費等）などの固定費の負担が大きく、これを賄うだけの医業収益を上げることが困難な状況となっており、病床数の削減や不採算となっていた診療科目の休止を行い、それに伴う人件費を抑制するなど様々な対策を講じているものの、病院単体の収支では赤字が続いている。

当病院の方向性については、今回の検討過程において、救急医療体制の確保等、当病院が担っている役割の重要性に鑑み、地域医療を守る観点から、県直営による運営を維持すべきという意見がある一方、同様に赤字体質で多額の累積損失を抱える南宇和病院とは、地域の医療資源の充足状況は異なっており、将来的にも厳しい経営が予想される中、あえて県立病院として存続させる必要があるのかという点をはじめ、県直営で運営することの妥当性や民間譲渡の可能性、地元自治体に一定の負担を求めることの可能性などについても議論がなされたところである。

ただし、現在も入院・外来を含め、年間約 15 万人の患者（県民）が利用しており、当地域の医療体制の中で大きな役割を果たしていること、また、現在の医療現場を取り巻く最大の課題である地方の病院を中心とした医師不足の状況等を考慮すると、今後の方向性については、さらに詳細に検討する必要がある。

このため、まずは健全化計画等に沿った病院経営の健全化への取り組みをより強化することが必要であるが、地域医療資源や患者の動向、さらに、中長期的かつ現実的な収支見込等の詳細な分析に加え、県立病院全体の経営改善も視野に、大局的見地から、再度、今後の方向性についてあらゆる選択肢を検討すべきと考える。

## 南宇和病院

南宇和病院は、医療資源が質的にも量的にも乏しい地域にあって、南宇和郡内唯一の総合診療機能を持ち、地域の他の医療機関にはない診療科（脳神経外科、呼吸器科等の 5 科）を標榜するほか、年間を通じて、診療圏内における救急患者の約 90%を受入れるなど、実質的に地

域の高度・救急医療の大部分を担っている。

現状では、不採算の状況が飛躍的に改善されることは困難な状況であるが、その採算性以上に、県民医療の確保という県立病院としての存在意義が極めて大きいものと判断されるため、県の直営で運営することが適当と考える。

ただし、他の県立病院と同様に、健全化計画等に基づき病院経営の一層の効率化を図り、赤字の縮減に努められたい。

### 新居浜病院

新居浜病院は、新居浜・西条圏域の中核病院として圏域内の二次救急や小児救急等の救急医療、肺・心臓血管治療や脳血管治療等の高度医療に対応しているほか、併設の東予救命救急センターにおいて、今治圏域から宇摩圏域までの東予地域全体の三次救急を担っている。

また、災害拠点病院、エイズ診療協力病院、第二種感染症指定医療機関等として、災害時医療や感染症治療などの役割も担っており、当該圏域はもとより東予地域の中核病院として、県の直営で運営することが適当と考える。

ただし、収支面では単年度黒字が維持されているが、健全化計画等に基づいた諸対策に取り組み、引き続き病院経営の一層の効率化に努められたい。

### 病院事業全体

県民の生命と健康を守る政策医療の重要性と、現在各病院が果たしている県立病院の機能・役割については、多くの県民から信頼と期待が寄せられている。

県立病院が独立採算を原則とする公営企業である以上、公立病院として不採算部門を担う場合であっても、「企業の経済性の発揮と公共の福祉の増進」を両立することが基本であり、まずは、現在策定されている健全化計画等に基づき、その諸対策を着実に推進し、経営改善に取り組むことが重要である。

また、現下の県の厳しい財政状況等を踏まえ、将来にわたって効率的かつ持続可能な医療供給体制を確立するためには、病院経営のなお一層の改革は不可欠と判断されることから、他県における改革例の検証も行いつつ、病院事業への地方独立行政法人制度の導入など病院事業全体の経営のあり方について、県全体の政策医療の中で県立病院が果たすべき役割も視野に、幅広い観点から検討を行うべきと考える。

# 生涯学習センター

## 1. 施設の概要

施設の名称	生涯学習センター		
所在地	松山市上野町甲 650	所管課	生涯学習課
設置年月日	平成 3 年 4 月 1 日	建物構造	鉄筋鉄骨コンクリート造地上 4 階地下 1 階建
延床面積	12,845 m <sup>2</sup>	敷地面積	33,465 m <sup>2</sup>
設置目的	生涯学習センターは、県民の生涯学習を推進する拠点施設として、県、市町、企業及び各種団体等との連携を図りながら、県民の生涯を通じた自発的な学習を盛んにし、県民一人ひとりが心豊かで生きがいのある人生を送れるよう支援することを目的に設置された施設である。		
現状及び課題	<p>県民の生涯学習を推進する実施機関及び拠点施設として、学習情報の提供（生涯学習情報システムの運営等）や学習機会の提供（コミュニティ・カレッジの開催等）、えひめ地域学の推進、県民メモリアルホール（愛媛人物博物館）の運営、生涯学習支援の場としての施設開放（貸館）などを行っており、年間 9 万人程度の利用がある。</p> <p>なお、「愛媛県生涯学習センター中期運営計画」（計画期間：平成 16～20 年度）を策定し、県民の生涯学習ニーズに応え、設置目的を効果的・効率的に達成するための施設運営に努めている。</p>		

## 2. 事業等の状況及び施設の運営コスト

### (1) 施設の利用状況

(単位：人)

区分	14 年度	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度
学習相談	436	818	974	832	539
図書室利用	6,702	6,345	7,973	6,186	6,121
貸館	34,152	39,196	41,346	46,699	45,343
自主事業( )	19,283	13,999	14,878	10,378	7,111
施設見学	19,224	21,681	22,146	28,305	35,946
合計	79,797	82,039	87,317	92,400	95,060

( ) コミュニティ・カレッジ、県民講座等

### (2) 施設の運営コスト

(単位：千円)

区分	14 年度	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度
収入( )	10,455	11,616	9,972	11,784	11,639
施設使用料	9,510	10,652	9,492	11,289	11,192
行政財産使用料	824	824	358	358	370
その他	121	140	122	137	77
支出( )	349,333	329,686	297,973	286,661	237,575
人件費	181,671	178,214	166,296	156,923	132,612
管理運営費	167,662	151,472	131,677	129,738	104,963
収支( - )	338,878	318,070	288,001	274,877	225,936

人件費（県正規職員分）については、県職員の平均給与額により算出



### 3 . 検討結果

生涯学習センターは、県民の生涯学習を推進する拠点施設として、県、市町、企業及び各種団体等との連携を図りながら、県民の生涯を通じた自発的な学習を盛んにし、県民一人ひとりが心豊かで生きがいのある人生を送れるよう支援することを目的に設置された。近年、人々の価値観が多様化する中、生涯を通じて人間性豊かな生活を送るためにも、また、少子・高齢化の進展や経済のグローバル化、情報・通信技術の進化など、今日の社会・経済情勢の変化に的確に対応し、社会生活の諸課題に対する効果的な解決方法を見出すためにも、生涯学習の役割は大きなものがある。

このような中、当センターは県民の生涯学習ニーズに応えるため、学習情報の提供（生涯学習情報システムの運営等）や学習機会の提供（コミュニティ・カレッジの開催やインターネット講座の開設）えひめ地域学の推進（調査研究及び普及促進）等の事業を実施するとともに、県民メモリアルホール（愛媛人物博物館）の運営や生涯学習支援の場としての施設開放（貸館）などを通じ、県民の主体的な学習活動の支援と、全県的な生涯学習ネットワークの中での拠点施設としての役割を果たしてきた。

今後とも、県民だれもが、いつでもどこでも主体的に学ぶことができ、その学んだ成果が適切に評価されるような生涯学習社会の形成に向け、県として様々な施策の立案や環境整備等に取り組む必要性は認められるところであるが、「全県的な生涯学習の拠点施設」である当センターの現状を見ると、他の県有施設同様、事業の実施や施設運営に係る予算は大幅な削減を余儀なくされ、事業規模を年々縮小せざるを得ない状況にあるほか、利用者は松山市を中心とした中予圏域に偏りが見られる。

また、現在センターで実施している事業を見ても、学習機会を直接提供するコミュニティ・カレッジ（講座）等については、市町の公民館活動や民間のカルチャースクール、大学などが実施する講座等にも一定の充足が見られるほか、最近では、「学び舎えひめ悠々大学」の運営に代表されるインターネットを活用した学習情報や学習機会の提供が主な事業となるなど、同センターを取り巻く環境は大きく変化している。

以上のように、生涯学習センターについては、「生涯学習の拠点施設」として県が県民に直接学習機会等を提供する意義は薄れつつあることから、組織及び運営方法等の抜本的な見直しが必要と考える。

また、組織及び運営方法等の見直しに併せ、隣接する中央青年の家等との一体的な管理・運営や、研修室や県民小劇場等の貸館機能及び施設の維持管理業務に指定管理者制度を導入するなど、より効率的・効果的な管理運営体制を構築することが適当と考える。

なお、愛媛人物博物館については、その展示内容から、歴史文化博物館への集約も一つの選択肢として考えられるが、資料の移送や展示替え等に多額の経費を要すると考えられるほか、寄託資料の移転にあたっては寄託者の同意が必要となるなどの課題もあることから、当面は、当センター内で存続のうえ、効率的な運営及び一層の利用促進に努められたい。

# 総合科学博物館

## 1. 施設の概要

施設の名称	総合科学博物館		
所在地	新居浜市大生院 2133-2	所管課	生涯学習課
設置年月日	平成6年10月1日	建物構造	鉄筋コンクリート造地上4階地下1階建
延床面積	17,400 m <sup>2</sup>	敷地面積	25,800 m <sup>2</sup>
設置目的	<p>総合科学博物館は、科学技術及び愛媛の自然史・産業史に関する学習研究活動の拠点として、資料の収集や展示、調査研究等を行い、県民に科学に関する学習の機会を提供することにより、次代を担う子供たちへの科学教育の推進等を目的に設置された施設である。</p> <p>また、当博物館は、全県的な生涯学習ネットワークの中において、東予地域における生涯学習推進の拠点施設としての役割も担っている。</p>		
現状及び課題	<p>全ての科学分野（科学技術、自然史、産業史）を総合的に扱う県内唯一の博物館であり、年間17万人以上の入館者数を維持している。</p> <p>なお、「愛媛県総合科学博物館中期運営計画」（計画期間：平成16～20年度）に基づき、効率的・効果的な施設運営に努めているところではあるが、維持管理に多額の経費を要する大規模施設であることから、厳しい財政状況の下、運営の効率化に向けた取り組みがより一層求められている。</p>		

## 2. 事業等の状況及び施設の運営コスト

### (1) 施設の利用状況

(単位：人)

区分	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
入館者数( )	176,477	172,808	174,730	178,961	179,482
常設展示	112,004	114,961	113,818	113,765	114,492
特別展	20,947	29,045	33,868	34,330	35,499
プラネタリウム	64,141	61,302	57,355	57,743	57,106
生涯学習講座	6,694	3,308	2,745	3,340	2,480
その他(研修室利用等)	13,658	11,871	18,293	19,109	16,814

( ) 各区分ごとの利用者は、重複利用があるため、入館者数は重複利用者を差し引いた数

### (2) 施設の運営コスト

(単位：千円)

区分	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
収入( )	49,568	49,085	45,777	50,045	49,770
施設使用料	48,124	47,450	44,339	48,571	48,352
行政財産使用料	1,255	1,255	1,255	1,258	1,258
その他	189	380	183	216	160
支出( )	657,003	588,837	545,181	504,809	429,755
人件費	250,696	239,050	223,450	220,837	197,639
管理運営費	406,307	349,787	321,731	283,972	232,116
収支( - )	607,435	539,752	499,404	454,764	379,985

人件費(県正規職員分)については、県職員の平均給与額により算出

### 3. 検討結果

総合科学博物館は、科学技術及び愛媛の自然史・産業史に関する学習研究活動の拠点として、資料の収集や展示、調査研究等を行い、県民に対し科学に関する正しい理解を深めるための学習機会を提供することにより、次代を担う子供たちの科学教育の推進等を目的に設置された施設である。

全ての科学分野（科学技術、自然史、産業史）を総合的に扱う県内唯一の博物館として、各種資料の収集・保存・展示や調査研究等といった公立博物館としての役割に加え、趣向を凝らした特別展・企画展の開催、「自然観察会」、「科学実験教室」等をはじめとする博物館講座の実施、ゴールデンウィークや夏休み期間を中心とした各種イベントの開催などを通じ、来館者の満足が得られるよう、また、多くの県民に科学への関心を持ってもらえるよう、様々な取り組みが行われており、年間17万人以上の入館者があることから、設置目的に対する一定の成果は認められる。

一方、当博物館は維持管理に多額の経費を要する大規模施設であることから、現在の厳しい財政状況の下、施設運営の効率化が強く求められているところであり、平成19年度の予算額は5年前（平成14年度）と比べ、維持管理経費で約36%（約102,400千円）の減、さらに事業運営費にあっては約82%（約101,600千円）の減と、既に大幅なコスト削減を行いつつ、施設・機能の維持管理に努めている。

公の機関として住民サービスを提供するにあたっては、限られた資源をいかに有効活用するかが大変重要な課題であり、当博物館においてもコストの削減や運営の効率化に努める必要があることは言うまでもないが、現状の管理運営体制での効率化には限界があり、県財政の先行きが依然として不透明な中、魅力ある博物館であり続けること、さらには、将来的に施設を維持すること自体が困難になることも想定される場所である。

以上のように、総合科学博物館については、貴重な資料を次世代に確実に継承するという公立博物館としての機能を維持するためにも、その管理運営体制の抜本的な見直しが必要不可欠と思慮される場所であり、維持管理経費の削減のほか、各種イベントの企画や施設のPR等、利用促進に関する部分について、民間の持つノウハウを積極的に活用することによって新たな効果の発現が期待できることから、資料の収集・保存や調査研究など、本来、専任の学芸員が担当し、公的機関として担うべき分野を除き、指定管理者制度を導入することが適当と考える。

なお、当博物館は、東予地域における生涯学習推進の拠点施設にも位置付けられているが、生涯学習事業が講座の開設などの直接学習機会を提供する事業からインターネットを活用した情報提供事業等へと変化しており、東予地域の拠点施設としての意義は薄れつつあることから、その位置付けについても見直しを行うべきと考える。

おって、県立博物館の当総合科学博物館への統合が適当との検討結果があり、貴重な収蔵品の充実等、当施設へのメリットも見込まれることから、統合が円滑に図れるよう、調整を進められたい。

# 歴史文化博物館

## 1. 施設の概要

施設の名称	歴史文化博物館		
所在地	西予市宇和町卯之町 4-11-2	所管課	生涯学習課
設置年月日	平成6年10月1日		
建物構造	鉄筋コンクリート造地上3階建（一部鉄骨造及び木造）		
延床面積	18,036 m <sup>2</sup>	敷地面積	64,431 m <sup>2</sup>
設置目的	<p>歴史文化博物館は、本県全体の歴史文化に関する資料の収集や保存・展示、調査研究を行うとともに、各種普及啓発事業を通じ、県民に歴史文化を学ぶ機会を提供し、個性豊かな文化の創造に資することを目的に設置された施設である。</p> <p>また、当博物館は、全県的な生涯学習ネットワークの中にあって、南予地域における生涯学習推進の拠点施設としての役割も担っている。</p>		
現状及び課題	<p>県全体の歴史文化について、古代から近代に至るまでを総合的に取り扱っている全国でも有数の規模の歴史系博物館であり、年間約9万人の利用がある。</p> <p>なお、「愛媛県歴史文化博物館中期運営計画」(計画期間：平成16～20年度)に基づき、効率的・効果的な施設運営に努めているところではあるが、維持管理に多額の経費を要する大規模施設であることから、厳しい財政状況の下、運営の効率化に向けた取り組みがより一層求められている。</p>		

## 2. 事業等の状況及び施設の運営コスト

### (1) 施設の利用状況

(単位：人)

区分	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
入館者数( )	99,214	83,164	110,422	87,000	85,494
常設展示	63,770	50,817	63,024	48,402	43,573
特別展	33,544	18,363	25,693	20,079	17,494
生涯学習講座	5,975	4,130	6,678	7,447	7,467
その他(研修室利用等)	15,596	17,785	22,536	25,550	28,593

( ) 各区分ごとの利用者は、重複利用があるため、入館者数は重複利用者を差し引いた数

### (2) 施設の運営コスト

(単位：千円)

区分	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
収入( )	21,204	14,298	18,330	13,545	13,995
施設使用料	20,474	13,571	17,609	12,811	12,069
行政財産使用料	529	529	529	529	620
その他	201	198	192	205	1,306
支出( )	613,406	539,041	495,356	473,818	374,406
人件費	240,741	231,239	217,132	216,763	182,457
管理運営費	372,665	307,802	278,224	257,055	191,949
収支( - )	592,202	524,743	477,026	460,273	360,411

人件費(県正規職員分)については、県職員の平均給与額により算出

### 3 . 検討結果

歴史文化博物館は、本県全体の歴史文化に関する資料の収集や保存・展示、調査研究を行うとともに、各種普及啓発事業を通じ、県民に歴史文化を学ぶ機会を提供し、個性豊かな文化の創造に資することを目的に設置された施設である。

県全体の歴史文化について、古代から近代に至るまでを総合的に取り扱っている全国でも有数の規模の歴史系博物館であり、各種資料の収集・保存・展示や調査研究等といった公立博物館としての役割に加え、貴重な資料を集めた企画展やテーマ展の開催、歴史・民俗・考古等、分野ごとの歴史文化講座の実施、季節や行事に関連した各種イベントの開催などを通じ、広く県民に愛媛の歴史や文化に親しんでもらうための様々な取り組みが行われており、設置目的に対する一定の成果は認められる。

一方、現在の厳しい財政状況の下、大幅なコスト削減にも取り組んでおり、平成 19 年度の予算額は 5 年前（平成 14 年度）と比べ、維持管理経費で約 41%（約 108,600 千円）の減、さらに事業運営費にあっては約 81%（約 86,500 千円）の減となるなど、一定の効果は見られるものの、大規模な施設であることから、施設の維持管理費を中心に依然として毎年多額の経費負担を要している。

当博物館の方向性については、今回の検討過程において、施設の廃止や譲渡の可能性のほか、季節開館（期間を限定した開館）や一時休館による大胆なコスト削減策、さらには人員の削減や事業規模の縮小、指定管理者制度の導入等の効率化策について議論がなされた。またその一方では、地元市との協力や周辺観光施設との連携強化、様々な機会や各種媒体の活用による一層の P R の必要性など、県民の認知度を高めつつ、投資に見合うだけの利用者を確保することの重要性を指摘する意見も出されるなど、様々な角度から検討がなされたところである。

しかしながら、当施設が果たしている本県の貴重な歴史・文化資料を次世代に確実に継承するという公立博物館としての役割を重視した場合、現状では県立施設として維持する以外に有効な方策は見当たらず、また、博物館に効率性はなじまないとの見方も一般的にはあるものの、その「公共性」と「効率性」との両立といった非常に難しい課題に対応していくためにも、現在の厳しい財政状況の中、限られた資源を有効に活用することを目的に、より一層のコストの削減及び運営の効率化は避けて通ることはできないことと考える。

以上のようなことから、歴史文化博物館については、民間の持つノウハウを活用し、維持管理経費の一層の削減や、各種イベントの企画や施設の P R 等による利用促進により、限られた資源の中での公共性と効率性の確保を図ることが有効と認められることから、資料の収集・保存や調査研究など、本来、専任の学芸員が担当し、公的機関として担うべき分野を除き、指定管理者制度を導入することが適当と考える。

なお、当博物館は、南予地域における生涯学習推進の拠点施設にも位置付けられているが、生涯学習事業が講座の開設などの直接学習機会を提供する事業からインターネットを活用した情報提供事業等へと変化しており、南予地域の拠点施設としての意義は薄れつつあることから、その位置付けについても見直しを行うべきと考える。

# 図書館

## 1. 施設の概要

施設の名称	図書館		
所在地	松山市堀之内（愛媛県教育文化会館内）	所管課	生涯学習課
設置年月日	昭和50年10月1日		
建物構造	鉄骨鉄筋コンクリート造地上5階（一部6階）地下1階建〔うち図書館は地階及び1～3階部分〕		
延床面積	4,692.63 m <sup>2</sup>		
設置目的	<p>県立図書館は、図書、記録及び郷土資料等の図書資料を収集し、整理、保存して県民に提供することにより、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的に設置された施設である。</p> <p>また、本県の中核図書館として、市町や学校に対する図書資料の援助や指導・助言、市町立図書館との連絡調整などを行っている。</p>		
現状及び課題	<p>施設の設置当初と比べ、近年では市町においても図書館等の整備が進んでいるが、現在も年間約20万人の県民に利用されている。</p> <p>なお、市町立図書館の充実に伴い、来館者に対する直接的な図書サービスだけでなく、市町立図書館との連絡調整や図書資料の援助、市町には備わっていない専門書・郷土資料等の重点的な収集など、本県の中核図書館としての役割がより一層求められているところである。</p>		

## 2. 事業等の状況及び施設の運営コスト

### (1) 施設の利用状況

（単位：人、冊）

区分	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
利用者数	168,519	174,405	173,303	206,050	196,693
図書貸出冊数	184,867	184,127	196,669	164,800	149,206

### (2) 施設の運営コスト

（単位：千円）

区分	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
収入（ ）	790	688	694	581	616
施設使用料	0	0	0	0	0
行政財産使用料	0	0	0	0	0
その他	790	688	694	581	616
支出（ ）	223,738	222,661	215,043	200,012	185,011
人件費	143,527	140,199	136,958	126,123	118,724
管理運営費	80,211	82,462	78,085	73,889	66,287
収支（ - ）	222,948	221,973	214,349	199,431	184,395

人件費（県正規職員分）については、県職員の平均給与額により算出

### 3 . 検討結果

県立図書館は、図書、記録及び郷土資料等の図書資料を収集し、整理、保存して県民に提供することにより、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的として、昭和10年に初めて設置されて以来、読書を通じた文化・教養の場として多くの県民に親しまれており、年間約20万人の利用がある。

近年では、祝日開館等による開館日数の増や開館時間の延長、蔵書検索システムの導入など、利用者の利便性向上に努めているほか、子どもの読書活動を推進するための「子ども読書係」の新設や、「課題解決型図書館」(住民が抱える課題を解決するために、総合窓口となって解決の糸口となる基本的情報を提供する図書館)として「ビジネス情報支援コーナー」を設置するなど、時代の変化や利用者ニーズに対応した新たな試みも行われている。

一方、現在では、市町の図書館や公民館の図書室等も充実しており、特に一般図書の貸出しについては住民に身近な市町の図書館等が大きな役割を果たしていることから、今後、当図書館には、市町立図書館との連絡調整や図書資料の援助、市町には備わっていない専門書・郷土資料等の重点的な収集など、より専門性の高い、県下の中核図書館としての機能が重要視されるものと考えられる。

そもそも公立図書館は、図書館法の規定により入館料等を徴収することができないが、当施設の管理運営に際しては、総務部門の職員が隣接する美術館等と兼務しているほか、維持管理業務の一部を近隣の施設とともに一括して外部委託するなど、積極的なコスト削減策を講じている。

しかしながら、現状の管理運営の中での効率化には限界があり、限られた資源の中で、その役割を果たし県民のニーズに応えるためには、市町等の図書館と重複し、あるいは、そこに委ねることが可能な機能については、それぞれの役割分担を明確にするとともに、中核図書館として県が担うべき分野に機能を集中していくことも必要と考えられる。

以上のようなことから、県立図書館については、まずは市町立図書館との役割分担の明確化を図り、直接的な図書サービス(一般図書の貸出し等)については、必要最小限にとどめ、より専門性の高い分野へ特化し、課題解決型図書館としての強化を図るなど、本県の中核図書館として県内図書館の後方支援に注力することが適当と考える。

ただし、現在の厳しい財政状況を踏まえ、また、利用者の利便性の一層の向上を図るためにも、指定管理者制度など他の図書館での民間ノウハウの活用事例等の検証も行いながら、より効率的・効果的な施設運営について引き続き検討されたい。

なお、当図書館については、かねてより蔵書・閲覧スペースの不足が問題となっているが、当分の間は新たな施設の整備は困難と考えられる。一方、当図書館と同じ建物に設置されている県立博物館については、総合科学博物館への統合が適当との検討結果に至っていることから、県立博物館退去後の空きスペースを図書館の蔵書あるいは閲覧スペースとして利用するなど、施設の有効活用についても検討されたい。

# 博物館

## 1. 施設の概要

施設の名称	博物館		
所在地	松山市堀之内（愛媛県教育文化会館内）	所管課	生涯学習課
設置年月日	昭和50年10月1日		
建物構造	鉄骨鉄筋コンクリート造地上5階（一部6階）地下1階建（うち博物館は4・5階部分）		
延床面積	1,752.30 m <sup>2</sup>		
設置目的	<p>県立博物館は、県下全域の自然資料（動植物、昆虫、鉱物）の収集、調査研究、保管、展示等を通じて、郷土の貴重な自然や自然科学に対する県民の興味や関心を高め、生涯学習の発展に寄与することを目的に設置された。</p>		
現状及び課題	<p>松山市の中心地にあり利便性に優れていることから、気軽に利用できる学習活動の場として一定の役割を果たしており、小中学生を中心に年間約3万人の入館者がある。</p> <p>なお、平成6年には本県の自然・科学技術・産業の各分野において、科学を総合的に扱う総合科学博物館が新居浜市に開設され、展示内容の一部に重複が見られる。</p>		

## 2. 事業等の状況及び施設の運営コスト

### (1) 施設の利用状況

（単位：人）

区分	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
常設展	24,519	25,956	27,317	33,880	29,364
特別展	4,731	4,156	5,175	2,522	3,683
合計	29,250	30,112	32,492	36,402	33,047

### (2) 施設の運営コスト

（単位：千円）

区分	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
収入（ ）	0	0	0	0	0
施設使用料	0	0	0	0	0
行政財産使用料	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0
支出（ ）	56,917	54,573	53,262	52,009	42,303
人件費	43,629	42,839	41,945	41,331	33,639
管理運営費	13,288	11,734	11,317	10,678	8,664
収支（ - ）	56,917	54,573	53,262	52,009	42,303

人件費（県正規職員分）については、県職員の平均給与額により算出



### 3 . 検討結果

県立博物館は、県下全域の自然資料（動植物、昆虫、鉱物）の収集、調査研究、保管、展示等を通じて、郷土の貴重な自然や自然科学に対する県民の興味や関心を高め、生涯学習の発展に寄与することを目的に設置された。小規模な施設ではあるものの、二ホンカワウソの剥製をはじめ貴重な動植物や鉱物の実物資料を所蔵し、松山市の中心地に立地するなど利便性にも優れていることから、気軽に利用できる学習活動の場として小中学生を中心に年間約3万人の入館者がある。

しかしながら、平成6年に本県の自然・科学技術・産業の各分野において、科学を総合的に扱う総合科学博物館が新居浜市に開設されたことにより、展示内容の一部に重複が見られるほか、開設以来30年余りが経過しており、施設の狭隘化や老朽化などに伴い、今後施設を維持していく上での問題点も多々散見されるところである。

県都松山市に設置され、現在も多くの県民に親しまれている当施設の有効性を否定するものではないが、財政状況が厳しい中、限られた資源を有効に活用するためには、二つの施設への重複投資は効果的とは言い難い。

このため、自然科学系博物館として施設の規模や展示内容、また人員体制など多くの点で当博物館を上回る総合科学博物館へ機能を集約することにより、効率的・効果的な事業運営を図ることがより有効で、県民の理解も得られるものと思われる。

以上のようなことから、当博物館については、総合科学博物館への統合が適切と考える。

なお、統合にあたっては、資料の移送や展示替え等に多額の経費を要するほか、当博物館の退去後におけるスペースの図書館としての活用方法の検討など課題もあることから、これらの点も踏まえ、関係施設との調整を進められたい。

# 青年の家

## 1. 施設の概要

施設の名称	青年の家（3施設）	所 管 課	生涯学習課
中 央 青年の家	所 在 地	松山市上野町甲 650	
	設置年月日	昭和 57 年 4 月 1 日	
	施設概要	管理研修棟（鉄筋コンクリート造 3 階建：1,542.26 m <sup>2</sup> ） 宿泊棟（鉄筋コンクリート造 4 階建：2,671.92 m <sup>2</sup> ） 体育館（鉄骨鉄筋コンクリート造：1,236.00 m <sup>2</sup> ） 〔敷地面積：21,950.66 m <sup>2</sup> （一部総合教育センターと併用）〕	
	宿泊定員	250 人	
東 予 青年の家	所 在 地	西条市中野丙 71	
	設置年月日	昭和 44 年 2 月 15 日	
	施設概要	本館（鉄筋コンクリート造 4 階建：879.97 m <sup>2</sup> ） 講堂（鉄骨造平屋建：226.80 m <sup>2</sup> ） グラウンド兼駐車場（5,108 m <sup>2</sup> ）〔敷地面積：13,224 m <sup>2</sup> 〕	
	宿泊定員	72 人	
南 予 青年の家	所 在 地	宇和島市住吉町 872-1	
	設置年月日	昭和 40 年 11 月 2 日	
	施設概要	本館（鉄筋コンクリート造 4 階建：823.73 m <sup>2</sup> ） 講堂兼体育館（鉄骨造平屋建：198.34 m <sup>2</sup> ）〔敷地面積：7,606.28 m <sup>2</sup> 〕	
	宿泊定員	40 人	
設置目的	<p>青年の家は、青少年やその指導者等の団体が、共同宿泊生活をしながら講義や野外活動、スポーツ・レクリエーションや文化活動などの研修を通じて、社会性や創造性を養い、心身ともに健全な青少年を育成することを目的に、東・中・南予の県下 3 箇所に設置されている。</p>		
現状及び課題	<p>当施設は、社会性を培うための高校生や大学生の集団宿泊研修や企業等の初任者を対象とした職業研修、小中学生と保護者を対象とした体験活動などに利用されている。施設設置当初は青年団活動も活発であり、青年層の利用が多かったが、近年では、青年団員の減少に伴い、青年層の利用は減少している。</p> <p>中央青年の家 企業研修やスポーツ関係の合同合宿による利用の割合が増えているほか、NPOやボランティア団体等の小グループでの宿泊研修のための利用も増加傾向にある。</p> <p>東・南予青年の家 施設内での研修時間を短縮した簡易宿泊施設的な利用が増加しており、設置目的である青少年の集団宿泊研修のための利用は減少している。</p> <p>なお、両施設とも施設の老朽化が進んでいる。</p>		

## 2. 事業等の状況及び施設の運営コスト

### (1) 施設の利用状況

(単位：人)

区 分		14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
中央 青年の家	総利用者数	30,511	29,312	35,251	33,441	35,720
	うち宿泊者数	12,569	10,509	13,287	13,205	14,456
東予 青年の家	総利用者数	4,603	4,663	5,707	3,977	3,078
	うち宿泊者数	1,774	2,115	2,509	1,738	1,282
南予 青年の家	総利用者数	5,843	7,840	9,136	7,383	8,541
	うち宿泊者数	1,783	2,229	3,066	2,309	3,767

### (2) 施設の運営コスト

#### 中央青年の家

(単位：千円)

区 分		14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
収 入 ( )		1,815	1,575	1,875	1,884	1,938
	施設使用料	0	0	0	0	0
	行政財産使用料	0	0	0	0	0
	その他	1,815	1,575	1,875	1,884	1,938
支 出 ( )		68,929	67,256	64,488	61,180	66,121
	人件費	45,798	45,187	44,231	40,195	43,438
	管理運営費	23,131	22,069	20,257	20,985	22,683
収 支 ( - )	67,114	65,681	62,613	59,296	64,183	

#### 東予青年の家

(単位：千円)

区 分		14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
収 入 ( )		256	330	349	277	206
	施設使用料	0	0	0	0	0
	行政財産使用料	27	27	27	27	27
	その他	229	303	322	250	179
支 出 ( )		34,922	26,754	25,850	18,079	21,189
	人件費	21,958	21,496	21,057	15,038	18,070
	管理運営費	12,964	5,258	4,793	3,041	3,119
収 支 ( - )	34,666	26,424	25,501	17,802	20,983	

#### 南予青年の家

(単位：千円)

区 分		14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
収 入 ( )		311	329	440	374	480
	施設使用料	0	0	0	0	0
	行政財産使用料	10	10	10	10	10
	その他	301	319	430	364	470
支 出 ( )		31,459	27,228	24,754	18,847	17,425
	人件費	21,238	20,912	20,444	15,853	14,449
	管理運営費	10,221	6,316	4,310	2,994	2,976
収 支 ( - )	31,148	26,899	24,314	18,473	16,945	

人件費(県正規職員分)については、いずれも県職員の平均給与額により算出

### 3 . 検討結果

青年の家は、青少年やその指導者等の団体が、共同宿泊生活をしながら講義や野外活動、スポーツ・レクリエーションや文化活動などの研修を通じて、社会性や創造性を養い、より健全な青少年、より優れた社会人を育成することを目的に、東・中・南予の県下3箇所に設置されている。

施設設置当初は青年団活動も活発であり、青年層の利用が多かったが、近年では、青年団員の減少に伴い青年層の利用が減少する反面、企業研修やスポーツ関係の合同合宿での利用、NPOやボランティア団体等の小グループでの利用の割合が増加傾向にあるほか、施設内での研修時間を短縮した簡易宿泊施設的な利用や日帰りでの利用も多く見られるなど、施設の利用状況からも青年の家を取り巻く時代背景や県民のニーズが大きく変化していることが伺える。

さらに、国立青少年交流の家や市町立少年自然の家など、類似の機能を有する宿泊研修施設は県内にも複数整備されており、民間の宿泊施設でも会議室等の研修設備を有するところも多いことから、県がこれまでと同様に青少年を対象とした集団宿泊研修施設を運営し続けることの必要性及び有効性については、慎重に検証する必要があるものと考えられる。

#### 中央青年の家

当施設は、年間約3万人程度の利用があるが、施設本来の目的である「青少年やその指導者等を対象とした集団宿泊研修」のための利用は約7割あるものの、実態としては青年団体以外での利用や日帰りでの利用など、それ以外の利用者も相当数見受けられる。

また、青年の家は3施設とも一部の実費負担分(食費及び敷布クリーニング代)を除き、目的内利用、目的外利用の別を問わず利用料金は無料とされているが、企業の職員研修などについては応分の受益者負担を求めるべきであり、これを無料とすることについては、多くの県民の理解が得られるとは考えにくい。

以上のように、時代背景や県民ニーズの変化等に伴い、本来の施設の目的と実際の利用状況や運営体制との間にギャップが生じてきていることから、施設の目的や運営体制について見直しを行い、青少年の利用のみならず、幅広く県民が研修等に利用できる施設へと機能転換を図ることが適当と考える。

また、見直しにあたっては、利用料の徴収のほか、隣接する生涯学習センター等との一体的な管理・運営や指定管理者制度の導入など、より効率的・効果的な管理運営体制を構築することが適当と考える。

#### 東・南予青年の家

国立青少年交流の家や市町立少年自然の家など、類似の機能を有する宿泊研修施設が整備されたこともあり、利用者は減少傾向にあるほか、施設内での研修時間を短縮した簡易宿泊施設的な利用や日帰りでの利用も増えているなど、本来の設置目的に沿った利用が減少していることから、集団宿泊研修施設としての必要性は低下しているものと認められる。

また、両施設とも施設の老朽化が著しいことから、今後施設を維持していくためには改修・修繕経費など多額の費用負担が必要となるが、現在の厳しい財政状況下において、限られた資源をより効果的に活用するという観点からすると、この施設に新たな投資を行うことは決して

有効な方法とは考えられない。

以上のように、施設自体の必要性が低下し、かつ、今後、県が引き続き施設を維持していくことも難しいと考えられることから、両施設とも廃止することが適当と考える。

なお、廃止にあたっては、地元市等への譲渡についても検討されたい。

# 美術館

## 1. 施設の概要

施設の種類	施設名称	所在地	設置年月日	施設概要	所管課
新館	美術館	松山市堀之内	平成10年10月1日	鉄筋コンクリート造地上3階地下1階建：10,365.46㎡ 〔敷地面積：7,199.73㎡〕	文化振興課
	南館	松山市堀之内	昭和45年9月1日	鉄筋コンクリート造地上3階地下1階建：4,323.30㎡ 〔敷地面積：2,301.50㎡〕	
	分館 (萬翠荘)	松山市一番町3-3-7	昭和54年10月(建物建設：大正11年)	鉄筋コンクリート造地上3階地下1階建：887.58㎡ 〔敷地面積：9,535.05㎡〕	
設置目的	<p>県美術館は、新しい時代に即した県民のニーズに対応し、作品の鑑賞のみならず、作品を創り、学ぶ参加創造型の美術館として、美術に関する情報や資料の収集、提供を行い、県民の美術活動の推進に大きな役割を果たすための拠点施設として設置された。</p>				
現状及び課題	<p>様々なジャンルの企画展・常設展の開催や幅広い年齢層を対象とした各種講座や講演会の実施、県民の創作活動及びその発表の場としての県民アトリエ、県民ギャラリーの開放などを通じ、平成10年の新館開館以来、平均で年間約30万人の利用がある。</p> <p>なお、分館(萬翠荘)は、大正11年に旧松山藩主の子孫にあたる久松定謨伯爵が別邸として建設したものであり、大正時代の特色ある建築物として県指定文化財に指定されている。</p>				

## 2. 事業等の状況及び施設の運営コスト

### (1) 施設の利用状況

(単位：人)

区分	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	
本館 (新館及び南館)	常設展	18,732	19,362	19,367	46,773	41,702
	企画展	116,935	81,833	106,117	100,133	70,107
	その他	220,885	172,980	160,690	169,847	181,220
	計	356,552	274,175	286,174	316,753	293,029
分館(萬翠荘)	36,836	34,431	35,252	35,624	25,905	
合計	393,388	308,606	321,426	352,377	318,934	

## (2) 施設の運営コスト

(単位：千円)

区 分	14 年度	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度
収 入 ( )	51,398	44,967	48,397	60,989	66,492
施設使用料	48,655	41,542	39,457	57,316	44,846
行政財産使用料	662	624	667	801	789
そ の 他	2,081	2,801	8,273	2,872	20,857
支 出 ( )	565,512	443,015	413,631	396,488	365,380
人 件 費	169,377	171,425	155,391	159,851	141,359
管 理 運 営 費	396,135	271,590	258,240	236,637	224,021
収 支 ( - )	514,114	398,048	365,234	335,499	298,888

人件費（県正規職員分）については、県職員の平均給与額により算出

## 3. 検討結果

県美術館は、芸術に対する県民の価値観が多様化する中、作品の鑑賞だけでなく、作品を創り、学ぶ参加創造型の美術館として、また、県内の他の美術館との連携や美術に関する情報や資料の収集・提供を行い、県内の美術館の活性化と県民の美術活動の推進を図るための拠点施設として設置された施設である。

県民からの多様なニーズに対応すべく、様々なジャンルの展示や幅広い年齢層を対象とした各種講座及び講演会の開催、また、県民の創作活動の場としての県民アトリエの開放や創作活動の発表の場として県民ギャラリーの貸出し等を行っているほか、ボランティアによる展示解説やエントランスホールを活用したコンサートの開催などを通じ、参加創造型の美術館として県民の期待に添えており、平成 10 年の新館開館以来、平均で年間約 30 万人の利用がある。

また、休館日の見直しや企画展観覧時間の延長、企画展観覧者の常設展観覧料の無料化等、利用者ニーズを反映した弾力的な施設運営を行うとともに、企画展開催にあたっては、実行委員会形式の採用に努め、民間のノウハウと資金を活用し、少ない費用負担で魅力ある展示を目指すなど、効率的な事業実施にも取り組んでいるところである。

さらに、施設の維持管理面においても、総務部門の職員が隣接する図書館等と兼務しているほか、維持管理業務の一部を近隣の施設とともに一括して外部委託するなど、積極的なコスト削減策を講じている。

当美術館については、広く県民に多様な芸術鑑賞の機会を提供するという公立美術館としての役割を重視した場合、県立施設として維持することの有効性は認められる。また、利用者に対するサービスの向上や近隣施設との連携による管理運営の効率化のほか、民間のノウハウ等を活用した事業実施にも努めており、当面は、これらの取り組みを一層進展させ、より効率的・効果的な施設運営がなされることを期待するところである。

ただし、今後ますますの多様化が想定される県民ニーズに対応し、引き続き多くの県民に親しまれる県内の芸術活動の拠点としての機能を維持していくためには、一層の利用促進や利用者の利便性の向上のほか、より効率的な施設運営が求められるところであり、他県の美術館においては、効率的・効果的な施設運営を図るため、指定管理者制度の導入事例も見られることから、当美術館においても、他館での導入事例の検証も行いつつ、同制度の導入についても検討することが適当と考える。

なお、分館（萬翠荘）については、大正時代に建築された特色ある建物として県指定文化財に指定されており、平成 18 年度には、その文化財としての価値を高めるための大規模改修を実施したところである。また、隣接地には松山市により「坂の上の雲ミュージアム」が開設され観光客等の増加も期待されることから、現在の美術館分館としての機能は廃止し、建物自体の価値に着目した新たな有効活用策を検討することが適当と考える。